

株式会社日本商品清算機構との清算機能の統合に伴う商品市場の清算業務に関する制度要綱

2019年7月30日

株式会社日本証券クリアリング機構

I. 趣旨

株式会社日本取引所グループ及び株式会社東京商品取引所の経営統合の実施（2019年10月予定）を前提として、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「JSCC」という。）と株式会社日本商品清算機構（以下「JCCH」という。）は、2020年7月を目途にJCCHの持つ清算機能をJSCCに統合する。これに伴い、現在、JCCHで行っている商品市場に係る清算業務を承継することとなることから、JSCCにおいて新たに商品市場に関する清算制度を新設する等の制度改正を行う。

II. 概要

項目	内容	備考
1. 清算対象取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ JSCCが指定する以下の市場開設者の商品市場（以下「指定商品市場」という。）における取引を清算対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 大阪取引所 貴金属市場 ➤ 大阪取引所 ゴム市場 ➤ 大阪取引所 農産物市場 ➤ 東京商品取引所 石油市場、中京石油市場 ➤ 大阪堂島商品取引所 農産物市場 ➤ 大阪堂島商品取引所 砂糖市場 	
2. 清算参加者制度 (1) 清算資格の種類・区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品市場に係る清算資格の種類とそれぞれの対象取引は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 貴金属先物等清算資格 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点で各取引所に上場しているもの及び上場予定の商品を記載。今後、各取引所において上場商品

項 目	内 容	備 考
	<p>大阪取引所に上場する金、金ミニ、ゴールドスポット、金先物オプション、銀、白金、白金ミニ、プラチナスポット、パラジウムに係る取引</p> <p>➤ ゴム先物等清算資格 大阪取引所に上場するRSS3、TSR20に係る取引</p> <p>➤ 農産物先物等清算資格 大阪取引所に上場するとうもろこし、一般大豆、小豆に係る取引</p> <p>➤ エネルギー先物等清算資格 東京商品取引所に上場するバージガソリン、バージガソリンスワップ、ローリーガソリンスワップ、バージ灯油、プラッツバージ灯油スワップ、プラッツローリー灯油スワップ、バージ軽油、プラッツバージ軽油スワップ、プラッツローリー軽油スワップ、プラッツドバイ原油、中京ローリーガソリン、中京ローリー灯油に係る取引</p> <p>➤ 堂島農産物先物等清算資格 大阪堂島商品取引所に上場する秋田こまち、新潟コシ、東京コメ、とうもろこし、米国産大豆、小豆に係る取引</p> <p>➤ 堂島砂糖先物等清算資格 大阪堂島商品取引所に上場する粗糖に係る取引</p>	<p>が追加された場合の清算資格の種類は別途検討。</p>

項目	内容	備考
<p>(2) 清算資格の取得</p> <p>① 清算資格の取得の申請及び承認</p> <p>② 清算資格の要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品市場に係る清算資格の区分は以下の2つとする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 自社清算資格 有価証券等清算取次ぎ（商品清算取引）を行うことができない清算資格 ➤ 他社清算資格 有価証券等清算取次ぎ（商品清算取引）を行うことができる清算資格 ・ 清算資格を取得しようとする者は、清算資格の種類ごとに、自社清算資格と他社清算資格の別を示して、J S C C に清算資格の取得申請を行い、J S C C の承認を得るものとする。 ・ 商品市場に係る清算資格の取得要件は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 以下のイ又はロのいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 指定市場開設者の取引参加者又は会員（以下「取引参加者等」という。）であること。 ロ 取引参加者等でない者が他社清算資格を取得しようとする場合は、あらかじめJ S C C の承認を受けた者であること。 (2) 経営の体制 清算参加者として健全な経営の体制であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「有価証券等清算取次ぎ」とは、金融商品取引法第2条第27項の有価証券等清算取次ぎ、「商品清算取引」とは、商品先物取引法第2条第20項の商品清算取引をいう。 ・ 清算資格の取得日は、J S C C が指定した日とする。 ・ 清算機能統合時の取扱いは項番18参照。 ・ 清算機能統合時の取扱いは項番18参照

項 目	内 容	備 考
<p>③ 清算資格の取得手続の履行</p>	<p>(3) 拠点 国内に営業所又は事務所を有すること。</p> <p>(4) 業務執行体制 清算参加者として適切な業務執行体制であること。</p> <p>(5) 財務基盤 以下のイ又はロのいずれかに該当すること。 イ 以下に定める全ての要件を満たすこと。 ① 収支状況において安定的収益が見込めること。 ② 別紙1に定める数値基準を満たすこと。 ロ 親会社からの保証を受けている者であって、 以下に定める全ての要件を満たすこと。 ① 収支状況において安定的収益が見込めること。 ② 別紙1に定める数値基準を満たすこと。 ③ 適切に支払いを履行できること。</p> <p>・ 清算資格の取得申請者は、清算資格取得手数料の支払い、清算基金の預託その他J S C Cが定める手続きを履行するものとする。</p>	<p>・ 取得手続は、J S C Cが指定した資格取得日の前営業日までに履行するものとする。</p> <p>・ 清算資格取得手数料は100万円とし、複数種類の清算資格を同時に取得した場合も計100万円とする。</p> <p>・ 清算機能統合時の取扱いは項番18参照</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(3) 清算参加者の義務</p> <p>① 清算参加者契約の締結</p> <p>② 清算参加者代表者、決済業務責任者</p> <p>③ 役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係</p> <p>④ 清算参加者による手数料の納入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、J S C Cとの間で清算参加者契約を締結しなければならない。 ・ 清算参加者は、あらかじめ清算参加者代表者及び決済業務責任者を J S C Cに届け出なければならない。 ・ J S C Cは、清算参加者の役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係が適当でないとき、当該清算参加者にその変更を請求することができる。 ・ 清算参加者は、J S C Cが定める手数料を納入しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品市場に係る清算資格を有する清算参加者の固定手数料（月額）は、その保有する商品市場に係る清算資格の数にかかわらず5万円（税抜）とする。ただし、当分の間、商品市場における清算対象取引に係る清算手数料の合計額が10万円以下となる清算参加者には、適用しないものとする。 ・ J S C Cの清算手数料は、大阪取引所の取引料と合算した水準が、現行の東京商品取引所及びJ C C

項 目	内 容	備 考
<p>⑤ 金融商品債務引受業及び商品取引債務引受業に関する責任の所在</p> <p>⑥ 届出事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ J S C C は、清算参加者が業務上、J S C C が行う金融商品債務引受業及び商品取引債務引受業に関し損害を受けることがあっても、J S C C に故意又は重過失が認められる場合を除き、これを賠償する責めに任じない。 ・ 清算参加者は、以下の行為を行う場合、あらかじめその内容を J S C C に届け出なければならない。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 指定商品市場に係る加入・脱退 (2) 金融商品取引業、登録金融機関業務又は商品先物取引業の廃止 	<p>Hにおける同等の手数料の合算水準以下とする方向で、別途検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料の納入は、当月分をまとめて翌月（毎月 20 日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。））に行うものとする。 ・ J C C H が現在行っている取引所の取引参加料の代行徴収は、清算機能統合後は行わない。 ・ 清算参加者からの申請に基づく倉庫保管料の代行徴収は、清算機能統合後も継続する。

項目	内容	備考
⑦ 報告事項	<p>(3) 合併 (4) 解散 (5) 事業の承継、譲渡、譲受け (6) 商号の変更 (7) 役員の変更 (8) 本店の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 清算参加者は、J S C Cが定める事項に該当した場合、直ちにその内容をJ S C Cに報告しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> J S C Cが定める事項は、原則としてJ S C Cの現行の業務方法書に規定する報告事項を踏襲し、J C C Hの報告事項も勘案して定める。
⑧ 清算参加者の調査	<ul style="list-style-type: none"> J S C Cは、運営上必要があると認める場合、清算参加者に対して以下の事項に関する調査を行うことができる。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 業務方法書その他の規則の遵守状況 (2) 財務の状況 (3) J S C Cに対する債務の履行の確実性 	<ul style="list-style-type: none"> 指定市場開設者からJ S C Cに情報提供の要請があった場合において、J S C Cが相当と認める場合にも調査を行うことができるものとする。
⑨ 委託に基づく未決済約定に関し過大なポジションを保有している清算参加者に対する調査	<ul style="list-style-type: none"> J S C Cは、清算参加者が顧客の委託に基づく過大なポジションを保有している恐れがあると認められる場合には、当該清算参加者に対して報告を求めることができる。 	

項 目	内 容	備 考
<p>(4) 清算資格の喪失</p> <p>① 清算資格の喪失申請及び承認</p> <p>② 清算資格の喪失申請者の未決済約定の取扱い</p> <p>③ 清算資格の喪失の際の清算基金の返戻</p> <p>④ 清算資格の喪失の際の業務方法書の適用</p> <p>(5) 清算参加者に対する措</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者が清算資格を喪失しようとするときは、清算資格の種類ごとに申請を行い、J S C Cの承認を得るものとする。 ・ 清算参加者が清算資格の喪失申請を行う場合には、未決済約定をあらかじめすべて解消しなければならない。 ・ 他社清算参加者が他者清算資格の喪失申請を行う場合には、清算受託契約をあらかじめすべて解約しなければならない。 ・ J S C Cは、清算参加者が清算資格を喪失したときは、喪失日以降に当該清算資格の種類に係る清算基金の返戻を行う。 ・ 清算参加者が清算資格を喪失した場合において、当該喪失前の原因に基づいて生じた権利義務があるときは、当該権利義務について業務方法書の定めが適用されるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ J S C Cが承認した場合、清算参加者はJ S C Cが指定した期日に清算資格を喪失する。 ・ 清算資格の喪失と同時に合併等を行う場合において、J S C Cが認めるときは未決済約定又は清算受託契約のすべてを解消又は解約しないことができる。 ・ 清算資格を喪失した者は、J S C Cから返戻を受ける金銭又は有価証券をもって、J S C Cに対して負担した一切の債務の弁済に充てなければならない。

項目	内容	備考
置等 ① 清算参加者に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ J S C C は、清算参加者が次のいずれかに該当することとなったと認める場合には、J S C C が以下に定める措置を行うことができる。 <p>(改善指示、債務引受けの停止又は清算資格の取消し)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 届出事項について必要な報告をせず又は虚偽の届出若しくは報告をしたとき。 (2) 調査を拒否し、妨げ若しくは忌避したとき、調査について必要な報告若しくは資料を提出せず又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。 (3) 業務執行体制に不備があると認められるとき。 (4) 清算参加者が業務方法書等に基づく措置に違反したとき、又は清算参加者が J S C C 若しくは清算参加者の信用を失墜させた場合において J S C C が必要であると認めるとき。 <p>(債務引受けの全部又は一部の停止その他 J S C C が必要かつ適当と認める措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係の変更請求に応じないとき。 (2) 総株主の議決権又は出資に係る議決権の過半数が適当でない認められる者によって保有されたとき。 (3) 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者である 	<ul style="list-style-type: none"> ・ J S C C が期間を定めずに債務の引受けの停止を行った場合には、対象清算参加者は、その事由を除去したときは、停止の解除を申請することができる。J S C C は、停止の解除が適当であると認めるときはその申請を承認する。

項目	内容	備考
<p>② 過大なポジションを保有している清算参加者に対する措置</p> <p>③ ポジション保有状況の改善指示</p> <p>④ 担保の預託状況が不相当と認められる場合等における清算参加者への措置</p>	<p>かを問わず、清算参加者に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有する者が適当でない認められるとき。</p> <p>(債務引受けの全部又は一部の停止)</p> <p>(1) 別紙2に定める清算資格の維持基準のいずれかに該当しないこととなり、速やかな回復が見込めないとき。</p> <p>・ J S C Cは、清算参加者が過大なポジションを保有している又はそのおそれがあると認められる場合、次に掲げる措置を行うことができる。</p> <p>(1) 取引証拠金等の額の引上げ</p> <p>(2) 代用有価証券（充用有価証券）の銘柄の制限</p> <p>(3) 代用価格の計算における時価に乗すべき率の引下げ</p> <p>・ J S C Cは、清算参加者の過大なポジションを速やかに解消する必要があると認められる場合、ポジション保有状況の改善指示の措置を行うことができる。</p> <p>・ 清算参加者が清算預託金及び取引証拠金を代用有価証券により預託している場合において、次のいずれかに該当したときは、J S C Cは代用有価証券の銘柄の制限及び代用価格の計算における時価に乗すべき率の引下げの措置を行う</p>	<p>清算機能統合に伴い新たに追加する代用有価証券への適用については、別途定める。</p>

項目	内容	備考
<p>⑤ 特定時間帯においてリスクが増大した清算参加者に対する債務の引受けの停止</p> <p>⑥ 取引参加者等に該当しないこととなった清算参加者に対する措置</p>	<p>ことができる。</p> <p>(1) 清算預託金及び取引証拠金の預託において、銘柄ごとに合計した預託数量が当該銘柄の上場株式数の2パーセント相当数量を超えている場合</p> <p>(2) 清算預託金及び取引証拠金の預託において、銘柄ごとに合計した預託数量が当該銘柄の上場株式数の5パーセント相当数量を超えている場合</p> <p>(3) 清算預託金及び取引証拠金（自己及びアフィリエイト自己分の取引証拠金に限る。）の預託において、担保所要額の合計額に対して地方債、特殊債、社債及び円貨建外債以外の代用有価証券の評価額及び金銭の額の合計額が80パーセントを下回る場合</p> <p>(4) 清算預託金及び取引証拠金の代用として清算参加者の発行する有価証券が預託されている場合</p> <p>・ J S C Cは、J S C Cが算出する清算参加者のリスク相当額が特定時間帯においてJ S C Cがあらかじめ定める額を超えて増大した場合、当該清算参加者の債務引受けを停止することができる。</p> <p>・ 清算参加者は、次のいずれかに該当した場合には、清算資格を喪失する。</p> <p>(1) 指定商品市場の取引参加者等でなくなること</p>	<p>・ 清算参加者自己分及びアフィリエイト自己分に係る取引証拠金等に限る。</p> <p>・ 清算参加者自己分、アフィリエイト自己分に係る取引証拠金、清算参加者委託分の差換預託分等に限る。</p> <p>・ 清算参加者の親会社、子会社又は親会社の子会社が発行する有価証券を含む。</p> <p>・ 特定時間帯は、午後1時からその翌日の午前9時までの間とする。</p> <p>・ 他社清算資格を有する者を除く。</p>

項目	内容	備考
	(2) 解散	
⑦ 異議の申立て等	<ul style="list-style-type: none"> ・ J S C Cが清算参加者に対して措置を行うときは、清算参加者を審問する。 ・ 清算参加者は、措置を不当と認めるときは異議の申立てを行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審問の手続きはJ S C Cが定めるところによるものとする。 ・ 異議の申立ては、J S C Cから措置に係る通知を受けた日から10日以内に書面で行うこととする。
⑧ 措置評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ J S C Cは、清算参加者に対して措置を行うときは、あらかじめ措置評価委員会に諮問し、その意見を尊重する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のJ C C Hにおける規律委員会の機能をJ S C Cの措置評価委員会に統合する。
⑨ 措置の通知等	<ul style="list-style-type: none"> ・ J S C Cは、清算参加者に対し債務の引受けの停止又は清算資格の取消しを行おうとするときは、対象参加者に対し、あらかじめその旨を通知する。 	
⑩ 清算参加者に対する勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ J S C Cは、清算参加者の業務又は財産の状況が適当でないと認めるときは、当該清算参加者に対して適切な措置を講ずることを勧告することができる。 	
3. 有価証券等清算取次ぎ (商品清算取引)		
(1) 有価証券等清算取次ぎ (商品清算取引)の対象取	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他社清算参加者が行うことができる有価証券等清算取次ぎ(商品清算取引)の対象取引は、項番1に定める清算対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非清算参加者によるオプション取引の権利行使及び非清算参加者に

項 目	内 容	備 考
引	取引とする。	
(2) 非清算参加者との清算 受託契約の締結	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他社清算参加者は、有価証券等清算取次ぎ（商品清算取引）を行う場合、非清算参加者との間で清算受託契約を締結しなければならない。 	<p>よるテイクアップにより成立する取引は、有価証券等清算取次ぎ（商品清算取引）によるものとみなす。</p>
(3) 清算受託契約の締結・ 解約の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他社清算参加者は、清算受託契約の締結・解約を行う際は、あらかじめ、その内容を J S C C に届け出なければならない。 	
(4) 清算対象取引に係る区 分管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他社清算参加者は、清算対象取引を、有価証券等清算取次ぎによるもの、商品清算取引によるもの及びそれ以外のものに区分して管理しなければならない。 	
(5) 指定清算参加者の変更 等の場合の未決済約定の 引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非清算参加者が指定清算参加者を変更した場合、変更した時点における未決済約定を変更後の指定清算参加者へ引き継ぐものとする。 	
4. 債務の引受け	<ul style="list-style-type: none"> ・ J S C C が証券取引等清算業務及び商品取引債務引受業として行う債務の引受けは、清算対象取引が指定市場開設者の定めるところにより成立したときに行う。 	

項目	内容	備考
5. ギブアップ	<ul style="list-style-type: none"> 指定市場開設者の定めるところによりギブアップが成立し、清算対象取引が消滅及び発生したときは、当該ギブアップの内容に従い、J S C Cによる債務の免責的引受け及び清算参加者による債務の負担が発生する。 	
6. 口座の区分	<ul style="list-style-type: none"> 清算参加者は、各取引に係る建玉及び担保（以下「建玉等」という。）を、以下に掲げる区分口座により管理する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 自己の計算によるもの 自己口座 (2) 顧客の委託に基づくもの <ul style="list-style-type: none"> - オムニバス口座 - 個別顧客口座 (Individual Segregated Account (ISA 口座)) (3) アフィリエイトの計算によるもの <ul style="list-style-type: none"> - アフィリエイト自己分のオムニバス口座 - アフィリエイト自己分の個別顧客口座 (ISA 口座) アフィリエイトとは、金融商品取引法第5条第1項第2号に定める同一の企業集団に含まれる者とし、清算参加者と同一の企業集団に含まれ、清算参加者の破綻の際に同時に破綻する蓋然性が高い法人とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法の管轄下となる大阪取引所の上場商品に係る取引の建玉等を管理する区分口座と商品先物取引法の管轄下となる東京商品取引所及び大阪堂島商品取引所の上場商品に係る取引の建玉等を管理する区分口座は、別に設定するものとする。 大阪堂島商品取引所上場分の取引に係る建玉等については、当分の間、現行の口座の区分（自己口座及び委託口座）を維持する。 口座の設定イメージは別紙3参照 ISA 口座は清算参加者が希望する場合に設定可能。 他社清算参加者にあつては、非清算参加者毎に同様に区分口座による管理を行う。 アフィリエイト自己分の建玉等に

項 目	内 容	備 考
<p>7. 建玉の決済方法等</p> <p>(1) クローズアウト数量申告</p> <p>(2) 自動クローズアウト数量申告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、自己口座及び設定した委託分の各口座について、同一銘柄の売建玉と買建玉を同時に有している場合には、決済しようとする数量（以下「クローズアウト数量」という。）を J S C C に申告することにより建玉を確定する。 ・ クローズアウト数量申告の時限は、午後 7 時とする。 ・ 個別顧客口座（ISA 口座）及び自己口座を利用する清算参加者は、当該口座について、「自動クローズアウト数量申告口座」の属性を選択的に付すことができる。 ・ 「自動クローズアウト数量申告口座」の属性が付された口 	<p>については、アフィリエイト自己分のオムニバス口座又は個別顧客口座（ISA 口座）にて、その他の顧客分とは別に管理するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アフィリエイトの定義は別紙 4 参照 ・ 大阪堂島商品取引所上場分の取引については、当分の間、現行の方式（転売・買戻申告）を維持する。 ・ 現行の J C C H における転売及び買戻しの数量に係る内訳数量の申告は不要とする。 ・ クローズアウト数量は、原則として当日の売・買別の約定数量及び建玉移管により増加した建玉数量を合算した数量以内とする。 ・ クローズアウト数量申告のイメージは別紙 5 参照 ・ 清算参加者は、自動クローズアウト数量申告口座の利用を検討する場合には、アロケーション、ギブアップ・テイクアップ、建玉移管

項 目	内 容	備 考
<p>(3) アロケーション申告</p> <p>8. オプションの権利行使 (1) 権利行使又は権利放棄</p>	<p>座において、新規約定、テイクアップ、建玉移管等の成立により売建玉と買建玉を同時に有することとなった場合には、当該両建て数量分のクローズアウト数量申告があったものとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、取引を管理する口座を変更する場合には、J S C C にアロケーション申告を行うことにより当該取引が帰属する口座を変更することができる。 ・ アロケーション申告の時限は、午後 6 時とする。 <p>・ 清算参加者は、取引最終日の翌営業日（権利行使日）の午後 5 時までに権利行使又は権利放棄を申告するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利行使日において、権利行使価格が、プットオプションにあつてはオプション清算値段（最終清算価格）以下である場合、コールオプションにあつてはオプション清算値段以上である場合には、権利行使を行うことができない。 ・ 権利行使日において、権利行使価格が、プットオプションにあつてはオプション清算値段を上回る場合、コールオプションにあつてはオプション清算値段を下回る場合には、権利行使が行われない場合であっても権利行使が行われたものとみなす。 	<p>の結果クローズアウトが成立した場合に、訂正処理を行うことが不可となることに留意のうえ、当該口座の利用可否を判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アロケーション申告のイメージは別紙 6 参照 <p>・ 権利行使を行わない旨の申告があった場合には、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オプション清算値段は項番 9. (3) 参照

項 目	内 容	備 考
(2) 権利行使の割当	<ul style="list-style-type: none"> ・ J S C Cは、清算参加者から権利行使の申告が行われた場合には、銘柄ごとの権利行使に係る数量について、J S C Cが定めるところにより割当てを行う。 ・ J S C Cは、当該割当てを受けた清算参加者に対して、当該割当てにかかる数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して通知する。 	
9. 清算約定の決済 (1) 取引日 (計算区域)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引直差金 (約定差金)、更新差金 (帳入差金)、権利行使差金及びオプションの対価の授受を行うための一の計算範囲を取引日 (計算区域) といい、取引日は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 大阪取引所及び東京商品取引所 当該取引所の一営業日の前営業日の日中立会終了後に開始される夜間立会に係る売買注文の受付開始時から当該一営業日に開始される夜間立会に係る売買注文の受付開始前まで (2) 大阪堂島商品取引所 当該取引所の一営業日 ・ J S C Cは、必要があると認める場合には、取引日を臨時に変更できるものとする。 	
(2) 清算値段 (帳入値段)	<ul style="list-style-type: none"> ・ J S C Cは、取引日ごとに、清算値段 (帳入値段) を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算値段の具体的な決定方法は、原則として、現行の東京商品取引所／大阪堂島商品取引所の方式を

項 目	内 容	備 考
(3) オプション清算値段 (最終清算価格) (4) 引直差金 (約定差金) (5) 更新差金 (帳入差金) (6) 権利行使差金 (7) オプションの対価 10. 差金・代金等の授受 の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ オプション取引において、権利行使による決済を行うため、指定市場開設者が算出する。 ・ 引直差金とは、現物先物取引及び現金決済先物取引において、一の取引日の清算値段とその取引日における約定値段との差額に相当する金銭をいう。 ・ 更新差金とは、現物先物取引及び現金決済先物取引において、一の取引日の清算値段とその直前の取引日の清算値段との差額に相当する金銭をいう。 ・ 権利行使差金とは、オプション取引において、オプション清算値段と権利行使価格との差額に指定市場開設者が定める権利行使単位の倍率を乗じて得た金額をいう。 ・ オプションの対価とは、オプション取引において、当事者の一方の意思表示によりオプションを相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して支払う対価をいう。 	踏襲する。

項目	内容	備考
(1) 授受のネットティング及び授受単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ J S C Cと清算参加者の間における引直差金、更新差金、権利行使差金及びオプション取引に係る取引代金(以下「差金・代金等」という。)の授受は、清算参加者が設定する口座を以下の2つのグループに分け、グループごとに行う。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 自己口座及びアフィリエイト自己分の口座(6.に記載するアフィリエイト自己分の口座) (2) 委託分の各口座(アフィリエイト自己分の口座を除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、大阪取引所の現行の金融商品に係る市場デリバティブ取引の差金等を含めてペイメント・ネットティングした後の金額を授受する。 ・ ネットティングのイメージは別紙7参照 ・ 現行のJ C C Hでは、自己分及び委託分の差金・代金等をすべてネットティングして授受している。
(2) 差金・代金の授受時限 ① 支払時限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差金・代金等について、清算参加者が金銭を支払う時限は、差金・代金等が発生した取引日の翌営業日の午前11時とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ J C C Hの現行の時限は、翌営業日の正午
② 受領時限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差金・代金等について、清算参加者が金銭を受領する時限は、差金・代金等が発生した取引日の翌営業日の午後1時以降とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行、J C C Hでは、翌営業日の午前中(正午まで)の処理を銀行に指図
(3) 口座振替	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金決済は、J S C Cが指定する決済銀行(日本銀行及び資金決済銀行)における口座振替により行う。 ・ 資金決済銀行は次のとおり(2019年7月現在)。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ みずほ銀行 兜町証券営業部 	<ul style="list-style-type: none"> ・ J C C Hの現在の指定決済銀行のうち、以下の利用の是非については、別途検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ みずほ銀行小舟町支店

項目	内容	備考
<p>(4) 差金・代金等の授受の取引証拠金口座の利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 三菱UFJ銀行 日本橋中央支店 ➤ 三井住友銀行 東京中央支店 ➤ りそな銀行 日本橋支店 ➤ 七十七銀行 日本橋支店 ➤ シティバンク、エヌエイ 東京支店 <ul style="list-style-type: none"> ・ 差金・代金等の資金決済について、取引証拠金として現金を預託する際に利用する口座（以下「取引証拠金口座」という。）を利用した決済方法を選択可能とする。 ・ 取引証拠金口座を利用した決済方法とは、取引証拠金の現金を加減することにより決済する方法（すなわち、清算参加者が差金・代金等を支払う場合は、取引証拠金口座の円現金残高の余剰分から当該差金・代金等を控除することで支払い、清算参加者が差金・代金等を受領する場合は、当該受領金額を取引証拠金現金の追加預託分として取り扱う方法）をいう。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 三井住友銀行大阪西支店 ➤ りそな銀行船場支店 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該決済方法を選択する場合には対象口座情報をあらかじめJSCCへ届け出るものとする。 ・ 当該決済方法を選択した場合においては、資金（現金）の支払いの結果、取引証拠金の不足が生ずるケースの発生を認めない（参加者は支払時限までの間に現金残高からの控除による現金の支払後においても取引証拠金所要額を上回る十分な取引証拠金の預託を行う。）。 ・ 当該決済方法を選択する個別顧客口座（ISA 口座）の利用顧客については、当該個別顧客口座単位での差金・代金等の授受が可能。 ・ 差金・代金等の授受方法のイメージは別紙8参照

項目	内容	備考
<p>1 1. 最終決済</p> <p>(1) 受渡しによる決済</p> <p>① 受渡しによる決済</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現物先物取引における受渡しに係る決済については、受方清算参加者と渡方清算参加者との間で受渡しが行われたことをもって、J S C Cと清算参加者との間においてその決済が行われたものとする。 ・ 指定市場開設者が定めるところにより受渡当事者間で合意した受渡条件による受渡しを行うことについて、指定市場開設者の承認によって当該受渡しが行われたものとみなされたときは、当該承認がなされた時点で当該受渡しに係る清算約定についての受渡しが行われたものとみなす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の東京商品取引所／J C C Hにおける実務に準じて行う。 ・ 大阪堂島商品取引所上場分の取引については、当分の間、現行どおり同取引所で受渡決済事務を管理する。 ・ 現物先物取引における受渡代金の授受は、J S C Cが指定する銀行における口座振替で実施する。指定する銀行については、別途検討する。 ・ 大阪取引所のゴム市場、貴金属市場若しくは農産物市場又は東京商品取引所の石油市場のいずれかに係る清算資格を保有する者は、当該指定する銀行に口座を開設するものとする。 ・ 現金決済先物取引における希望受渡しの場合も同様とする。

項 目	内 容	備 考
② 受渡しを履行しない場合	<ul style="list-style-type: none"> 受渡期日までに受渡しの当事者となった清算参加者が受渡しを履行しない場合には、当該清算参加者による J S C C への金銭の納入、並びにその受渡しの相手方への当該金銭の交付をもって決済する。 	
(2) 限月現金決済先物取引における最終決済	<ul style="list-style-type: none"> 取引最終日における当月限の全ての未決済約定について、指定市場開設者が定める最終決済価格をもって決済する。 当月限の売建玉を有する取引参加者と当月限の買建玉を有する取引参加者が合意した場合であって、かつ、これらの者からの申出を受け、指定市場開設者が適当と認めた場合には、指定市場開設者が定めるところにより、受渡しにより売買約定を結了させることができるものとする（限月現金決済先物取引における希望受渡し）。 	<ul style="list-style-type: none"> 最終決済日は、当月限取引最終日の翌営業日となる。 最終決済価格は、指定市場開設者が J S C C に通知する。
(3) 限日現金決済先物取引における決済	<ul style="list-style-type: none"> 限日現金決済先物取引の未決済約定については、転売又は買戻しにより決済する。 売建玉を有する取引参加者と買建玉を有する取引参加者が合意した場合であって、かつ、これらの者からの申出を受け、指定市場開設者が適当と認めた場合には、指定市場開設者が定めるところにより、受渡しにより売買約定を結了させることができるものとする（限日現金決済先物取引における希望受渡し）。 	

項目	内容	備考
(4) オプション取引における最終決済	<ul style="list-style-type: none"> 権利行使日に、権利行使を行った場合には8.により決済する。 	
1 2. 建玉の移管		
(1) 他の清算参加者への建玉の移管	<ul style="list-style-type: none"> 清算参加者は、J S C Cの承認を受けて、他の清算参加者に未決済約定を引き継ぐ（建玉の移管）ことができる。 	
(2) 建玉の移管の方法	<ul style="list-style-type: none"> 建玉の移管の申告及び承認は、午前8時から午後2時までの間に行う。 建玉移管は、移管先参加者が承認を行った時点で成立する。 建玉の移管は、移管成立日の直前の取引日における清算値段により行われるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 建玉移管を行おうとする清算参加者は、あらかじめ必要な当該市場開設者の承認を得るものとする。
1 3. 取引証拠金		
(1) 証拠金所要額		
①取引参加者の自己分の取引証拠金所要額	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者の自己分の取引証拠金所要額は、以下のとおりとする。 自己分の取引証拠金所要額 = 自己分のSPAN証拠金額 - 自己分のネット・オプション価値の総額 	
②顧客の証拠金所要額	<ul style="list-style-type: none"> 各顧客の証拠金所要額は、以下のとおりとする。 顧客分の証拠金所要額 = 顧客のSPAN証拠金額 	<ul style="list-style-type: none"> SPAN証拠金額の計算は、自己分の取引証拠金所要額と同様に計算する。

項目	内容	備考
<p style="text-align: center;">－ 顧客のネット・オプション価値の総額</p> <p>③ SPANパラメーター</p> <p>(2) 清算参加者の取引証拠金</p> <p>① 自己分の取引証拠金の預託</p> <p>② 委託分の取引証拠金の</p>	<p>SPANにより証拠金を計算するために必要な変数等はJSCCが定める。</p> <p>清算参加者は、自己分の取引証拠金所要額以上の額の取引証拠金をJSCCに預託するものとする。</p> <p>清算参加者は、顧客が差し入れた取引証拠金の全部を、当</p>	<p>SPANパラメーターの見直し頻度、観測期間などは、原則として、JSCCの方法を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 見直し頻度：毎週 - 観測期間：4週又は54週 <p>納会月割増額については、コモディティ特有の受渡対象限月の価格変動リスクをカバーするため、現行のJCCH方式を踏襲する。</p> <p>商品間スプレッドの割引を行う商品グループは、現行のJCCHの組合せを踏襲する。</p> <p>当該取引証拠金は、有価証券及び倉荷証券（以下「有価証券等」という。）をもって代用預託することができる。</p> <p>代用有価証券等の種類等については、(3)⑧参照。</p> <p>清算参加者の顧客が取次者である</p>

項 目	内 容	備 考
<p>④顧客の預託額が証拠金所要額に不足する場合の取扱い</p>	<p>・ 清算参加者は、各顧客が差し入れた取引証拠金又は預託した委託証拠金の額が当該顧客の証拠金所要額に不足するときは、取引証拠金として、当該不足額以上の自己の金銭をJ S C Cに預託するものとする。</p>	<p>大阪堂島商品取引所における取引に関して預託する取引証拠金並びに特定会員である清算参加者が大阪取引所における取引（商品市場に係るものに限る）に関して預託する取引証拠金については、当該委託証拠金の額以上の金銭をJ S C Cに預託するものとする。当該取引証拠金は、有価証券等をもって代用預託することができる。</p> <p>・ 当該取引証拠金は、有価証券等をもって代用預託することができる。代用有価証券等の種類等については、(3) ⑧参照。</p> <p>・ 各顧客が東京商品取引所及び大阪堂島商品取引所における取引に関して差し入れた取引証拠金又は預託した委託証拠金並びに特定会員である清算参加者の各顧客が大阪取引所における取引（商品市場に係るものに限る）に関して差し入れた取引証拠金又は預託した委託証拠金が不足するときは、清算参</p>

項目	内容	備考
<p>(3) 取引証拠金の預託実務</p> <p>①区分口座ごとの顧客のポジション申告</p> <p>②顧客の委託に基づく先物・オプション取引に関する事項の報告義務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、取引日ごとに、各オムニバス口座のそれぞれの顧客について、銘柄ごとの売建玉及び買建玉に係る情報を、当日午後7時までに、J S C Cに申告するものとする。 ・ 清算参加者は、顧客の委託に基づく建玉の数量その他顧客の委託に基づく先物・オプション取引に関する事項でJ S C Cが必要と認める事項についてJ S C Cから報告を求められたときは、書面をもって直ちに報告しなければならない。 	<p>加者は、取引証拠金として、当該不足額以上の金銭をJ S C Cに預託するものとする。当該取引証拠金は、有価証券等をもって代用預託することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、顧客が取次者である場合は、それぞれの申込者についての情報をJ S C Cに申告するものとする。 ・ 大阪堂島商品取引所上場分の取引については、当分の間、申告を不要とする。 ・ ポジション申告のイメージは別紙5参照

項目	内容	備考
<p>③ 区分口座の取引証拠金所要額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ J S C Cは、区分口座の取引証拠金所要額について、以下のとおり算出する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 自己口座 自己分の取引証拠金所要額 ➤ オムニバス口座、アフィリエイト自己分のオムニバス口座 当該区分口座における各顧客の証拠金所要額の合計額 ➤ 個別顧客口座（ISA 口座）、アフィリエイト自己分の個別顧客口座（ISA 口座） 当該区分口座における顧客の証拠金所要額 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引法の管轄下となる大阪取引所の上場商品に係る取引の建玉等を管理する区分口座と商品先物取引法の管轄下となる東京商品取引所及び大阪堂島商品取引所の上場商品に係る取引の建玉等を管理する区分口座は、別に取引証拠金所要額を算出するものとする。 ・ オムニバス口座、アフィリエイト自己分のオムニバス口座、個別顧客口座（ISA 口座）、アフィリエイト自己分の個別顧客口座（ISA 口座）について、各顧客をさらに細分化した単位でポジションを申告した場合は、それらの証拠金所要額の合計額を当該口座の取引証拠金所要額とする。 ・ 清算参加者が委託分のポジション申告を行わなかった場合等のオムニバス口座の取引証拠金所要額は J S C Cが定めるところによる。 ・ 大阪堂島商品取引所上場分の取引に係る取引証拠金については、当

項 目	内 容	備 考
④取引証拠金所要額の通知	<ul style="list-style-type: none"> ・ J S C C は、取引日ごとに、建玉確定処理の後に、自己分の取引証拠金所要額及び区分口座毎の取引証拠金所要額を清算参加者に対し、通知する。 	<p>分の間、自己分と委託分に区分し、委託分の所要額は、現行どおり清算参加者が算出し、当日午後6時までに J S C C に申告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J S C C は、午後7時30分頃に取引証拠金所要額を通知する。 ・ 適用予定の所要額については、ポジション申告後に清算システム端末を介して随時把握可能となる予定。
⑤取引証拠金の預託時限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、取引証拠金の預託額に不足が生じた場合には、不足が生じた日の翌営業日の午前11時までに預託を行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、顧客が取引証拠金等又はオプション取引の取引代金等を差し入れた場合は、その額以上の額について、当日に J S C C に預託することができるものとする。
⑥通貨の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、取引証拠金として、円及び米ドルを預託することができるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ J S C C は、米ドルの掛目の充分性について四半期に一度検証を行い、必要に応じて見直しを行う。 ・ 委託証拠金、取次証拠金として預託可能な通貨も同様とする。

項 目	内 容	備 考
⑦金銭の預託・返戻の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、取引証拠金として金銭をJ S C Cに預託する場合には、以下のいずれかの口座への振込みにより預託を行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ J S C Cの指定する銀行のうちから清算参加者が選定した銀行（預託金選定銀行）に設けられたJ S C C名義の口座 ➤ 日本銀行に設けられたJ S C C名義の口座 ・ J S C Cの指定する銀行は以下のとおり（2019年7月現在）。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ みずほ銀行 兜町証券営業部 ➤ 三菱UFJ銀行 日本橋中央支店 ➤ 三井住友銀行 東京中央支店 ➤ りそな銀行 日本橋支店 ➤ 七十七銀行 日本橋支店 ➤ シティバンク、エヌエイ 東京支店 ・ J S C Cは、取引証拠金として預託されている金銭を清算参加者に返戻する場合には、J S C C名義の口座から当該清算参加者の指定する口座への振込みにより行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京商品取引所及び大阪堂島商品取引所の指定商品市場に係る取引証拠金の預託は、預託金選定銀行に設けられたJ S C C名義の口座への振込みにより行うものとする。 ・ J C C Hの現在の指定決済銀行のうち、以下の利用の是非については別途検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ みずほ銀行小舟町支店 ➤ 三井住友銀行大阪西支店 ➤ りそな銀行船場支店

項目	内容	備考
⑧代用有価証券（充用有価証券）等の種類等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、取引証拠金として、次の代用有価証券等を預託することができるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 国債証券 ➤ 政府保証債券等 ➤ 外国国債証券 ➤ 地方債証券 ➤ 特殊債券及び社債券 ➤ 円貨建外国債券 ➤ 公社債投資信託の受益証券 ➤ 転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券 ➤ 株券等 ➤ 投資信託の受益証券及び投資証券 ➤ 倉荷証券（J S C Cの受渡決済の目的物とすることができる物品の保管を証する倉荷証券に限る。） ・ 代用有価証券等の代用価格は、預託日の前々営業日における時価にJ S C Cの定める掛目を乗じた額とする。ただし、J S C Cは相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を変更することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京商品取引所及び大阪堂島商品取引所の指定商品市場に係る取引証拠金の代用有価証券等の種類、代用価格の算定に使用する時価及び掛目等についても同様とする方向で、別途検討する。 ・ 東京商品取引所及び大阪堂島商品取引所の上場商品については、L G契約の届出による取引証拠金の預託猶予を可能とする。ただし、清算参加者自己分及びアフィリエイト自己分の取引証拠金については対象外とする。 ・ 貴金属以外の物品に係る倉荷証券については、清算参加者の自己分及びアフィリエイト自己分の取引証拠金については対象外とする。 ・ 日銀出資証券については、統合後は対象外とする。 ・ J S C Cは、担保掛目の十分性について四半期に一度検証を行い、必要に応じて見直しを行う。 ・ 具体的な代用有価証券等の種類、代用価格の算定に使用する時価及

項目	内容	備考
⑨国債証券の預託・返戻の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、取引証拠金として国債証券を J S C C に預託する場合には、日本銀行に設けられた J S C C 名義の口座への振替により行うものとする。 ・ J S C C は、取引証拠金として預託されている国債証券を清算参加者に返戻する場合には、日本銀行に設けられた当該清算参加者の指定する口座への振替により行うものとする。 	<p>び掛目等については、日々、J S C C より配信する。別紙 9 参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託証拠金、取次証拠金として預託可能な代用有価証券等も同様とする。 ・ 清算参加者は、自社以外の者の日銀口座から振替を行うことも可能とする。
⑩株券等の保振取扱有価証券の預託・返戻の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、取引証拠金として株券等を J S C C に預託する場合には、証券保管振替機構（保振）に設けられた J S C C 名義の口座への振替により行うものとする。 ・ J S C C は、取引証拠金として預託されている株券等を清算参加者に返戻する場合には、保振に設けられた当該清算参加者の指定する口座への振替により行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、自社以外の者の保振口座から振替を行うことも可能とする。
⑪倉荷証券の預託・返戻の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、倉荷証券を J S C C に預託する場合には、本券の持込みにより行うものとする。 ・ J S C C は、取引証拠金として預託されている倉荷証券を 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な実務については、既存の J C C H の実務を踏襲する予定。

項 目	内 容	備 考
<p>⑫取引証拠金の区分及び管理方法</p> <p>(4) 日中取引証拠金</p> <p>① 日中取引証拠金の預託</p>	<p>清算参加者に返戻する場合には、本券の引渡しにより行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、以下のとおり区分して取引証拠金の預託を行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 清算参加者自己 ➤ 清算参加者自己（委託口座利用分） ➤ 清算参加者委託（直接預託分） ➤ 清算参加者委託（取次者差換預託分） ➤ 清算参加者委託（差換預託分） ➤ 非清算参加者自己（直接預託） ➤ 非清算参加者自己（差換預託） ➤ 非清算参加者委託（直接預託） ➤ 非清算参加者委託（取次者差換預託） ➤ 非清算参加者委託（差換預託） ・ J S C C は、J S C C に預託される取引証拠金について、上記の区分により管理を行うものとする。 <p>清算参加者は、自己分の取引証拠金の預託額が、J S C C が毎営業日午前 1 1 時時点における建玉について計算する日中取引証拠金所要額に不足するときは、自己分の取引証拠金として、当該不足額以上の額を、当日午後 2 時までに J S C C に預託するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引証拠金の預託区分のイメージについては別紙 1 0 参照。 ・ 大阪堂島商品取引所上場分の取引については、当分の間、対象外とする。 ・ 当該取引証拠金は、有価証券等をもって代用預託することができ

項 目	内 容	備 考
② 日中取引証拠金所要額	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただし、日中取引証拠金所要額から自己分の取引証拠金所要額を控除した額が1,000万円以下となる場合は、追加預託の義務を負わないものとする。 ・ 日中取引証拠金所要額は、以下のとおりとする。 日中取引証拠金所要額 = 取引証拠金相当額（自己分） + 差金代金相当額（自己分） + 担保超過リスク額（委託口座毎）の合計額 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日中取引証拠金所要額の計算方法のイメージは別紙11参照。
③ 日中清算値段	<ul style="list-style-type: none"> ・ J S C Cは、日中取引証拠金を預託させることとした場合は、日中清算値段を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日中清算値段は、午前11時時点の価格等に基づき、清算値段と同様の方法で計算する。
(5) 緊急取引証拠金 ① 緊急取引証拠金の預託	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、午後1時時点において、コモディティの相場が基準を超えて変動した場合その他J S C Cが必要と認めたときにおいて、自己分の取引証拠金の預託額が、J S C Cが午後1時時点における建玉について計算する緊急取引証拠金所要額に不足するときは、自己分の取引証拠金として、当該不足額以上の額を、当日午後4時までにJ S C Cに預託するものとする。 ・ ただし、緊急取引証拠金所要額から自己分の取引証拠金所要額を控除した額が1,000万円以下となる場合は、追 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な発動基準は別途定める。 ・ 大阪堂島商品取引所上場分の取引については、当分の間、対象外とする。 ・ 当該取引証拠金は、有価証券等をもって代用預託することができる。

項 目	内 容	備 考
② 緊急取引証拠金所要額	<p>加預託の義務を負わないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急取引証拠金所要額は、以下のとおりとする。 緊急取引証拠金所要額 = 取引証拠金相当額（自己分） + 差金代金相当額（自己分） + 担保超過リスク額（委託口座毎）の合計額 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急取引証拠金所要額の計算方法は、日中取引証拠金の計算方法と同様。別紙 1 1 参照。
③ 緊急清算値段	<ul style="list-style-type: none"> J S C C は、緊急取引証拠金を預託させることとした場合は、緊急清算値段を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急清算値段は、午後 1 時時点の価格等に基づき、清算値段と同様の方法で計算する。
(6) 特定先緊急取引証拠金 ① 特定先緊急取引証拠金の預託	<ul style="list-style-type: none"> J S C C は、通常市場環境下のリスク相当額と取引証拠金として預託される見込みの額に応じて、清算参加者の自己分の取引証拠金所要額に対する引上げを行うことができる。 清算参加者は、自己分の取引証拠金の預託額が、特定先緊急取引証拠金所要額に不足するときは、自己分の取引証拠金として、当該不足額以上の額を、原則として、J S C C から通知を受けた 3 時間後までに J S C C に預託するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪堂島商品取引所上場分の取引については、当分の間、対象外とする。 コモディティの清算における引上げ要否の判定方法等については、J S C C の既存の上場デリバティブにおける取扱いを参考に、別途定める。J S C C の既存の上場デリバティブにおける引上げ要否の判定方法等は別紙 1 2 参照。

項目	内容	備考
<p>② 特定先緊急清算値段</p>	<ul style="list-style-type: none"> J S C Cは、特定先緊急取引証拠金を預託させることとした場合は、特定先緊急清算値段を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該取引証拠金は、有価証券等をもって代用預託することができる。 特定先緊急清算値段は、通知時点の価格等に基づき、清算値段と同様の方法で計算する。
<p>(7) 証拠金所要額の引上げ</p>		
<p>① リスク量に応じた取引証拠金所要額の引上げ</p>	<ul style="list-style-type: none"> J S C Cは、商品ごとに、流動性及び建玉の集中度合いに応じたリスク量を、自己分及び顧客分（オムニバス口座にあってはポジション申告の際の申告単位で、個別顧客口座（ISA 口座）にあっては口座単位で）についてそれぞれ算出し、当該リスク量に応じた取引証拠金所要額に対する引上げを行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な算出方法は、J S C Cの既存の上場デリバティブにおける取扱いを参考に、別途定める。J S C Cの既存の上場デリバティブにおける算出方法のイメージは別紙13参照。 大阪堂島商品取引所上場分の取引については、当分の間、対象外とする。
<p>② 担保超過リスク相当額に応じた取引証拠金所要額の引上げ（アドオンマージ</p>	<ul style="list-style-type: none"> J S C Cは、ストレス時のリスク相当額が取引証拠金等の預託額相当額を超える額に応じて、清算参加者の自己分の取引証拠金所要額に対する引上げを行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 日々の担保超過リスク額（ストレスリスク額から取引証拠金預託額を控除した額）が、全参加者の清算基金等を超過した清算参加者に

項目	内容	備考
<p>ン)</p> <p>(8) 取引受渡証拠金</p> <p>14. 受渡代金等の預託</p> <p>(1) 委託分の受渡代金等の預託</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ J S C C は、受渡決済の履行の確保を目的として、指定商品市場において受渡により決済を行う場合は、受渡に係る価格変動リスクに応じて、清算参加者の自己分及び顧客の証拠金所要額に対する引上げを行うことができる。 <p style="margin-left: 40px;">受渡1単位あたりの取引受渡証拠金の所要額 = 受渡値段 × 受渡単位の倍率 × 比率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、委託者がコモディティの受渡代金等を差し入れた場合は、当該受渡代金等を、当該委託者の代理人として、J S C C に預託できるものとする。 	<p>対して、自己分の取引証拠金（アドオンマージン）として追加拠出を翌日までに求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な算出方法は、J S C C の既存の上場デリバティブにおける取扱いを参考に、別途定める。J S C C の既存の上場デリバティブにおける算出方法のイメージは別紙14参照。 ・ J C C H の既存の商品先物における取引受渡証拠金の制度を維持する。ただし、取引受渡証拠金の額を算出する際に用いる比率（J C C H では商品ごとに10%又は5%で固定）は、統合後は過去の現物価格変動率等に基づき定期的に見直す。 ・ 「受渡代金等」とは、受渡しの決済のための金銭又は倉荷証券等をいう。 ・ 清算参加者の顧客が取次者である場合には、その申込者の代理人と

項目	内容	備考
<p>15. 清算基金</p> <p>(1) 清算基金の預託</p> <p>(2) 清算基金所要額</p> <p>(3) 現金所要額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、J S C Cに対する債務の履行を確保すること及び他の清算参加者の破綻等をJ S C Cが認定した場合にJ S C Cに生じた損失の補填に充てることを目的として、清算基金所要額以上の額の清算基金をJ S C Cに預託するものとする。 ・ 清算参加者がJ S C Cに預託すべき清算基金の所要額は、その有する清算資格の種類ごとの所要額の合計額とする。 ・ 清算基金所要額は、清算資格ごとに、以下のとおりとする。 清算基金所要額 ＝ 期間平均基準PML額 × 個社按分基礎IM額 ÷ 按分基礎IM総額 ・ 清算参加者は、清算基金所要額のうちJ S C Cの定める額（現金所要額）について、円貨で預託するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ して、J S C Cに預託するものとする。 ・ 受渡代金等の預託方法は、取引証拠金の預託方法と同様とする。 ・ J C C Hの現在の一般清算預託金及び特別清算預託金の制度は、清算基金制度の導入に合わせて廃止する。 ・ 具体的な算出方法は、J S C Cの既存の上場デリバティブにおける取扱いを参考に、別途定める。J S C Cの既存の上場デリバティブにおける算出方法は別紙15参照。 ・ 清算基金所要額の計算にあっては、当分の間、激変緩和のための経過措置を講じる。 ・ コモディティの清算基金における現金所要額の計算方法は別途定め

項 目	内 容	備 考
(4) 所要額の通知	<ul style="list-style-type: none"> J S C Cは、清算基金所要額を、毎週最終営業日から起算して7営業日前の日を基準日として算出し、基準日から5営業日後に各清算参加者に通知し、通知日の翌営業日から適用する。 	<p>る。既存の上場デリバティブにおいては、清算資格の種類ごとの清算基金所要額からそれぞれ10億円を控除した額を2で除して得た額の合計額（円位未満切上げ）としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金所要額を超える額は、外貨、有価証券をもって代用預託することができる。 外貨、代用有価証券の種類、預託・返戻方法等は、取引証拠金と同様とする。ただし、倉荷証券の利用は認めないものとする。 J S C Cは、清算参加者の決済不履行時において、資金流動性が不足する場合は、他の清算参加者からJ S C Cが預託を受けた清算基金現金を資金決済に一時使用することができる。

項目	内容	備考
<p>(5) 預託時限</p> <p>16. 清算参加者の決済不履行時の措置等</p> <p>(1) 決済不履行の場合における措置</p> <p>(2) 決済不履行による損失の補填</p> <p>17. その他</p> <p>(1) 決済時限の臨時変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、清算基金の預託額に不足が生じた場合には、不足が生じた日の翌営業日の午後2時までに預託を行うものとする。 ・ J S C C は、清算参加者が清算約定の決済を履行しないとき又はそのおそれがあると認めるときは、不履行清算参加者を当事者とする債務の引受けの停止等の措置を行うとともに、他の清算参加者への未決済約定の引継ぎその他必要な整理を行い、損失を確定させるものとする。 ・ J S C C は、清算参加者の決済不履行により生じた損失について、指定商品市場ごとに、以下の順位により補填するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 不履行清算参加者の自己分の取引証拠金、清算基金等 ② 指定市場開設者等による損失補償 ③ J S C C の決済不履行積立金 ④ 不履行清算参加者以外の清算参加者の清算基金 ⑤ 不履行清算参加者以外の清算参加者の事後負担 ・ J S C C は、必要があると認めるときは、清算約定に係る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の J S C C の清算資格とは損失補償のウォーター・フォールを区分する。 ・ この場合、J S C C は、あらかじめ

項目	内容	備考
(2) システム障害時等における決済日の繰延べ	<p>決済時限を臨時に変更することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J S C C は、システム障害時等において、清算約定に係る決済を行うことが不可能又は困難であると認める場合は、決済日をその翌日以降に繰り延べることができる。 	<p>めその旨を清算参加者に通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この場合、J S C C は、あらかじめその旨を清算参加者に通知する。
(3) 天災地変等の場合における非常措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ J S C C は、天災地変等のやむを得ない理由により、清算約定の決済が不可能又は著しく困難であると認められるに至ったときは、その取引について、決済の条件を改めて定めることができる。 	
(4) 他の清算業務における余剰担保の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ J S C C は、不履行清算参加者から預託を受けた商品先物の清算業務に係る余剰担保を、不履行清算参加者の J S C C に対する他の清算業務に係る債務の弁済に充当することができるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「余剰担保」とは、不履行清算参加者から商品先物の清算業務に関し預託を受けた担保のうち、不履行清算参加者の債務の弁済に充当した残額をいう。
(5) 指定市場開設者による手数料の納入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定市場開設者は、以下の手数料を J S C C に納入しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 銘柄管理手数料 各清算対象の取引原資産の種類ごとに J S C C の定める額 ➤ 新規商品取扱手数料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銘柄管理料の具体的な料率は、別途指定市場開設者と調整し決定する。

項 目	内 容	備 考
<p>(6) 債権譲渡の禁止等</p> <p>18. 経過措置</p> <p>(1) 現行のJ C C H清算参加者に係る清算資格の取扱い</p> <p>(2) 現行のJ S C C清算参加者に係る清算資格取得の取扱い</p>	<p>指定市場開設者からの要請による清算対象取引の追加 その他の制度変更等のためにJ S C Cが負担する一時 費用相当額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、業務方法書に別に定める場合を除き、業務方法書に規定する一切の債権を、他の者に譲渡し、譲渡の予約をし、又は担保の目的に供することはできない。 ・ 現行のJ C C H清算参加者に対しては、清算機能統合時点において保有するJ C C H清算資格に相当するJ S C C清算資格を付与する。 ・ 清算資格の維持基準に適合していない清算参加者については、統合後一定期間を猶予期間とする。 ・ 清算機能統合時における清算資格取得手数料は不要とする。 ・ 現行のJ S C C指数先物等又は国債先物等清算参加者が清算機能統合時点において新たにコモディティの清算資格の取得を希望する場合、清算資格の取得審査を行い、清算資格を付与する。 ・ 清算機能統合時における清算資格取得手数料は不要とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該期間中に維持基準への適合、自社清算資格への変更（他社清算参加者の場合）等の対応が必要となる。 ・ 資格取得の審査は、コモディティに固有の業務執行体制及び清算資格の取得基準における財務基盤基準への適合状況を確認する。

項 目	内 容	備 考
(3) その他 19. 実施時期 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、清算機能の統合に伴う所要の措置を設ける。 ・ 2020年7月から実施する。 	

以 上

清算資格の取得基準（財務基盤）

要件（5）イ②（一般的な要件）

➤ 金融商品取引業者、商品先物取引業者又は当業者等の場合

	自社清算資格	他社清算資格
資本の額	3 億円以上	
純財産額又は純資産額	20 億円以上	200 億円以上
自己資本規制比率又は 純資産額規制比率（※）	200%超	

※金融商品取引業者又は商品先物取引業者については、金融商品取引法又は商品先物取引法により適用される規制比率とする。

金融商品取引業者又は商品先物取引業者でない者については、保有する資産等に照らし、自己資本の充実の状況等が適当であることとする。

➤ 登録金融機関の場合

	自社清算資格	他社清算資格
資本の額又は出資の総額	3 億円以上	
純資産額	20 億円以上	200 億円以上
自己資本 比率	国際統一基準	普通株式等 Tier1 比率：4.5%超 Tier1 比率：6%超 総自己資本比率：8%超
	国内基準	4%超
ソルベンシー・マージン比率	400%超	

要件（5）ロ②（親会社保証を受けた者の要件）

	自社清算資格	他社清算資格
親会社の資本の額	3 億円以上	
親会社の純財産額又は純資産額	200 億円以上	
自己資本規制比率又は 純資産額規制比率（※）	200%超	

※金融商品取引業者又は商品先物取引業者については、金融商品取引法又は商品先物取引法により適用される規制比率とする。

金融商品取引業者又は商品先物取引業者でない者については、保有する資産等に照らし、自己資本の充実の状況等が適当であることとする。

清算資格の維持基準

要件（5）イ②に対する維持基準（一般的な要件）

➤ 金融商品取引業者、商品先物取引業者又は当業者等の場合

	自社清算資格	他社清算資格
資本の額	3 億円以上	
純財産額又は純資産額	10 億円以上	200 億円以上
自己資本規制比率又は 純資産額規制比率（※）	自己資本規制比率：120%以上、純資産額規制比率：140%以上	

※金融商品取引業者又は商品先物取引業者については、金融商品取引法又は商品先物取引法により適用される規制比率とする。

金融商品取引業者又は商品先物取引業者でない者については、保有する資産等に照らし、自己資本の充実の状況等が適当であることとする。

➤ 登録金融機関の場合

	自社清算資格	他社清算資格
資本の額又は出資の総額	3 億円以上	
純資産額	10 億円以上	200 億円以上
自己資本 比率	国際統一基準 普通株式等 Tier1 比率：2.25%以上 Tier1 比率：3%以上 総自己資本比率：4%以上	普通株式等 Tier1 比率：4.5%以上 Tier1 比率：6%以上 総自己資本比率：8%以上
	国内基準 2%以上	4%以上
ソルベンシー・マージン比率	100%以上	400%以上

要件（5）ロ②（親会社保証を受けた者の要件）

	自社清算資格	他社清算資格
親会社の資本の額	3 億円以上	
親会社の純財産額又は純資産額	200 億円以上	
自己資本規制比率又は 純資産額規制比率（※）	自己資本規制比率：120%以上、純資産額規制比率：140%以上	

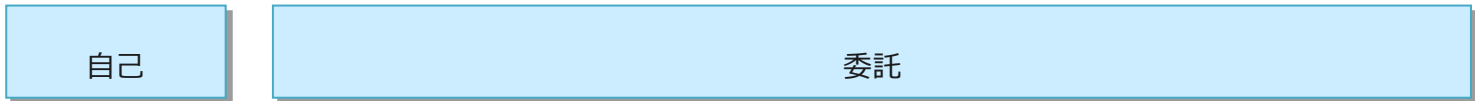
※金融商品取引業者又は商品先物取引業者については、金融商品取引法又は商品先物取引法により適用される規制比率とする。

金融商品取引業者又は商品先物取引業者でない者については、保有する資産等に照らし、自己資本の充実の状況等が適当であることとする。

口座の設定イメージ

- ・ 以下の2つに区分して口座を設定
 - 大阪取引所（OSE）の上場商品（金融商品取引法の所管）
 - 東京商品取引所（TOCOM）・大阪堂島商品取引所（ODE）の上場商品（商品先物取引法の所管）
- ・ 自己の口座と委託（オムニバス）口座を基本とするが、特定の個別顧客を委託口座とは分けて管理することが可能
- ・ ただし、アフィリエイト自己分の建玉については、委託口座とは別に口座を分けて建玉の管理を行う

【現行のJ C C Hにおける口座の体系】



【J S C Cへ移管後の口座の体系】 ※ 現行の大阪取引所の金融商品に係る市場デリバティブ取引における口座の体系と同一

		新設（1）		新設（2）	
OSE上場商品	自己	アフィリエイト 自己	委託 (オムニバス)	個別 顧客1	個別 顧客2
TOCOM・ODE 上場商品	自己	アフィリエイト 自己	委託 (オムニバス)	個別 顧客1	個別 顧客2

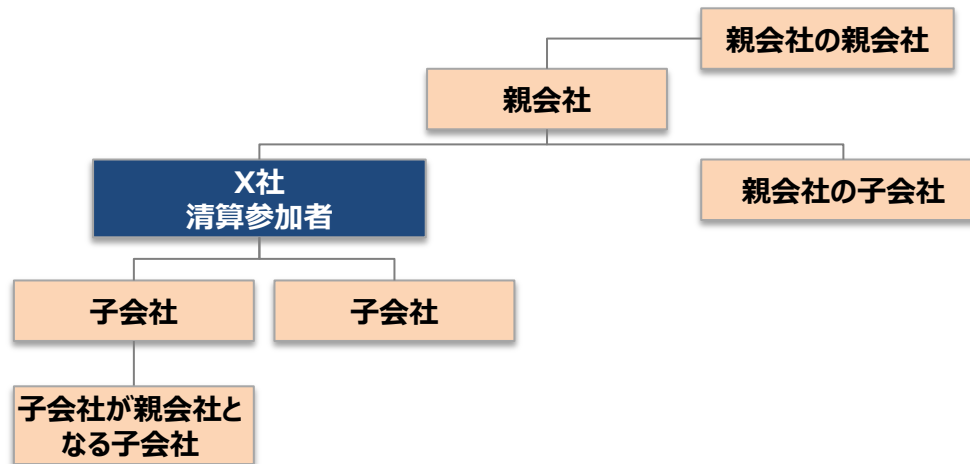
- ・同一企業集団
 - ・アフィリエイト自己口座は、アフィリエイトごとに口座を分けて建玉を管理
 - ・現在の委託口座に相当
 - ・顧客ごとに、清算機関レベルで分別管理
- ※大阪堂島商品取引所上場分の取引に係る建玉等については、当分の間、自己及び委託（オムニバス）口座のみとする。

アフィリエイトの定義

- アフィリエイトの定義は清算参加者の同一の企業集団（金融商品取引法第5条第1項第2号）に含まれる者とする。
（代表例※下記イメージ参照）
 - ▶ 清算参加者の子会社（当該子会社が親会社となる子会社（孫会社）含む。）
 - ▶ 清算参加者の親会社
 - ▶ 清算参加者の親会社の子会社（兄弟会社や海外現地法人）
- ※法人が国内法人か外国法人かを問わない。

（金融商品取引法第5条第1項第2号）

二 当該会社の商号、当該会社の属する企業集団（当該会社及び当該会社が他の会社の議決権の過半数を所有していることその他の当該会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める要件に該当する者（内閣府令で定める会社その他の団体に限る。）の集団をいう。以下同じ。）及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項



クローズアウト数量申告・ポジション申告について

- ・ 現行の J C C Hにおける転売・買戻し数量を申告する方式にかわり、クローズアウト数量申告により、当日の各口座の建玉を確定し、更に、オムニバス口座の場合は、ポジション申告により顧客単位の建玉情報を確定する方法に変更（大阪取引所における金融商品の市場デリバティブ取引と同じ方式）
- ・ ただし、大阪堂島商品取引所の取引については、現行の方式（転売・買戻し数量の申告）を当面の間継続
- ・ 建玉の確定は、以下の2つの要素から構成
 - ① クローズアウト数量申告：当該口座全体の建玉相殺数量の申告
 - ② ポジション申告：顧客毎の銘柄別の建玉数量の申告
- ・ 自己口座及び個別顧客口座については、単一主体による建玉であるため、ポジション申告が不要

ポジション申告の例

- ・ 清算参加者 A 社は、委託口座において、顧客 B と顧客 C の 2 顧客の約定・建玉（ポジション）を管理
- ・ 当日 EOD 時点（当日建玉確定に係る申告前）で、委託（オムニバス）口座として、金先物の合計数量が、売：100 枚、買：200 枚の状況
- ・ 清算参加者 A は、顧客 B と顧客 C のそれぞれの当日の確定建玉数量を把握しており、最終的に売り 50 枚、買い 150 枚にする想定
当日の確定建玉内訳⇒顧客 B：当日売 20 枚/当日買 100 枚、顧客 C：当日売 30 枚/当日買 50 枚

相殺ポジション数量
50単位

<C> 30 単位

 20 単位

売

相殺ポジション数量
50単位

<C> 50 単位

 100 単位

買

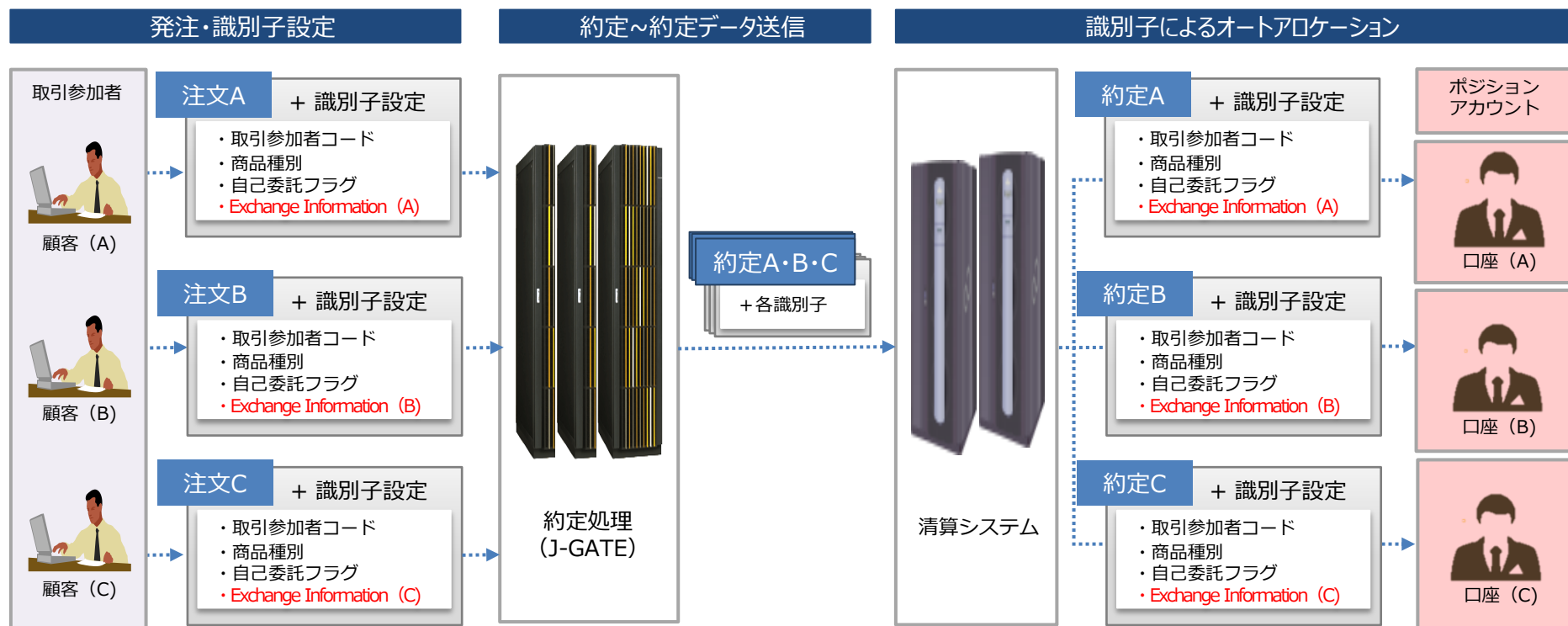
申告の内容（銘柄毎に申告）

- ①クローズアウト数量申告:50
- ②顧客毎のポジション申告：
 - 顧客 B 売：20 買：100
 - 顧客 C 売：30 買：50

アロケーション申告の方法について

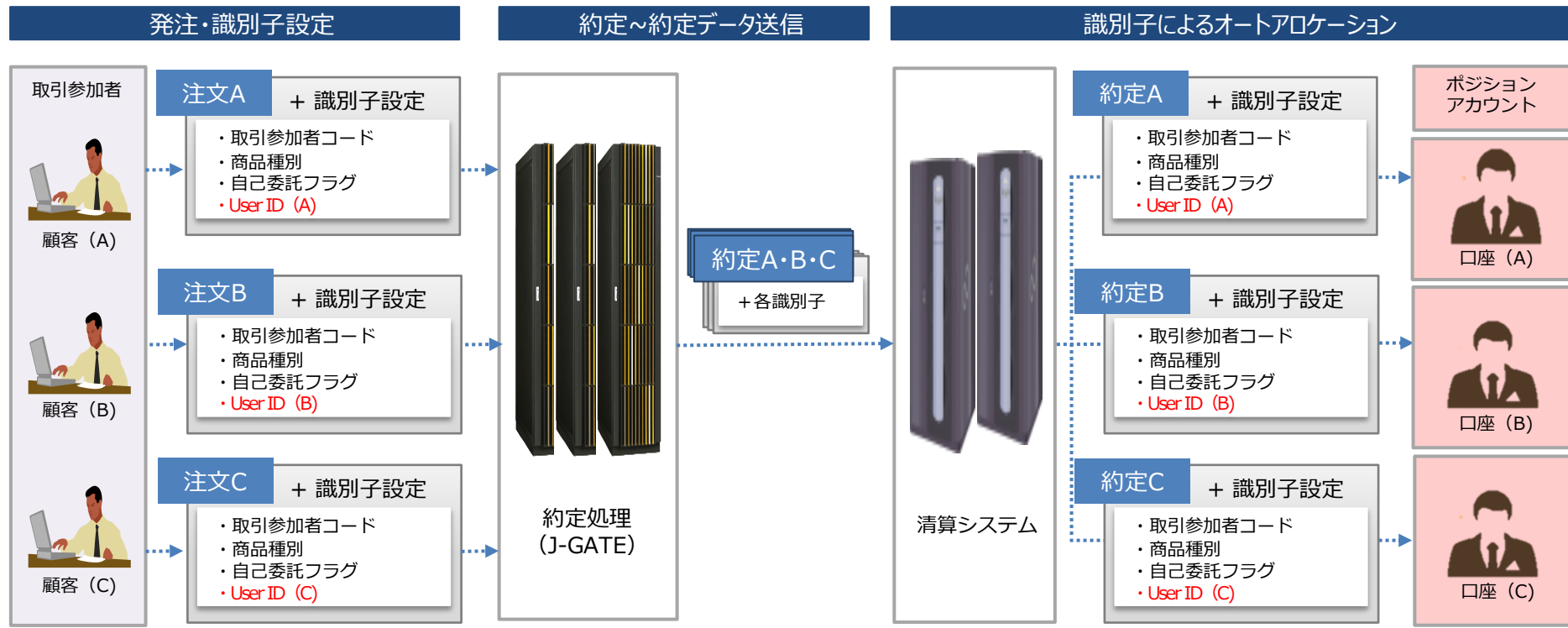
(1) 約定時の自動割当て（オートアロケーション）を利用した場合の処理フロー①

別紙 6



- Exchange Informationを使用したオートアロケーション
 - J-GATEから通知される「取引参加者コード」、「商品種別」、「自己委託フラグ」及び、「Exchange Informationの23-30バイト目」の「Account Name」を識別子として使用してアカウントへの自動割当てを行う
 - 同フィールドは発注電文MO 3 1を使用する場合に利用可能、MO 96（マスクオート）の場合には使用不可

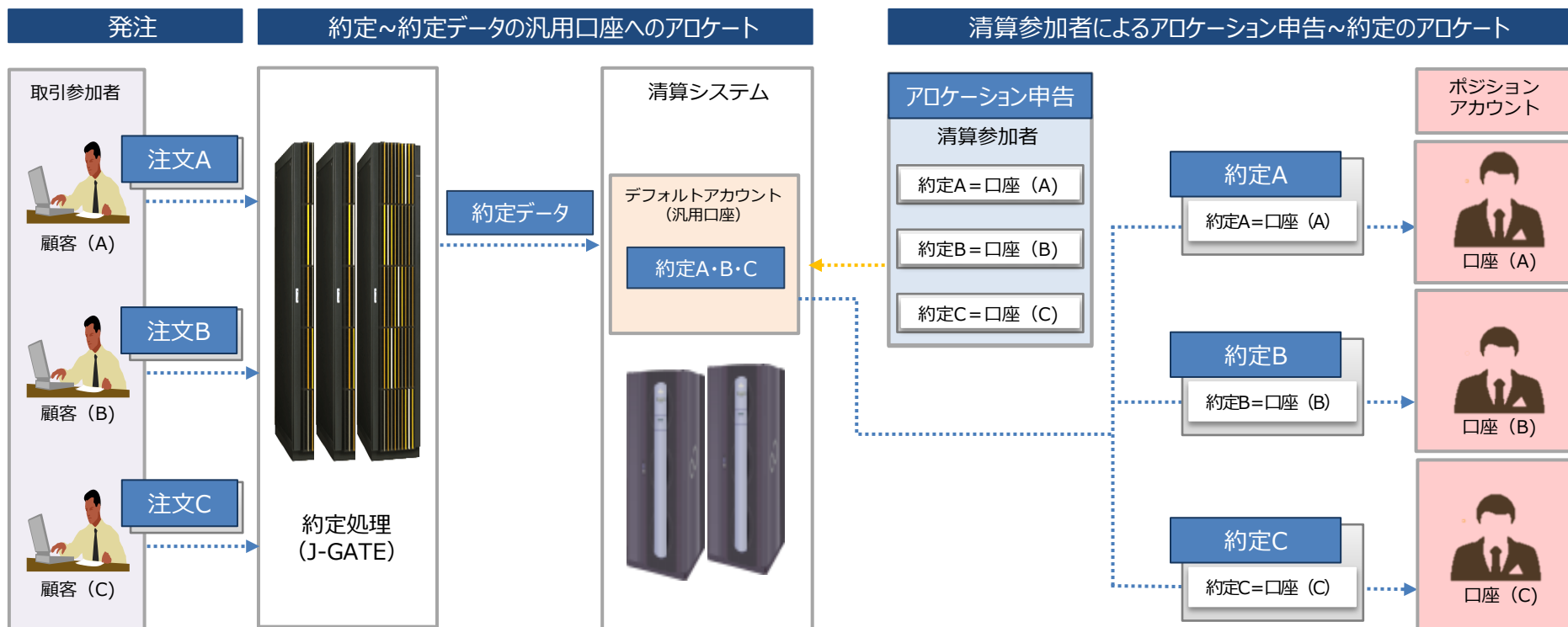
(2) 約定時の自動割当て (オートアロケーション) を利用した場合の処理フロー②



• (Participant) User IDを使用したオートアロケーション

- 「(Participant) User ID」を利用して割り当て先口座を特定する場合には、当該「(Participant) User ID」に係る約定をアロケートすべき口座 (マッピングルール) を予めGUI又はAPIを介して設定しておくことにより行うこととする。
- 「(Participant) User ID」と「割り当て先口座」のマッピングはN:1の設定を可能とするが、割り当て先の口座を一意に特定するため「(Participant) User ID」は、自己、委託のグループ下において一意に特定されるよう、J-GATE側で設定するものとする。(= 即ち、アフィリエイトと純粋顧客で同一の識別情報は用いてはいけない。)

(3) 清算システム端末 (cCran) を使ったマニュアル割当て (トレードアロケーション) を利用した場合の処理フロー



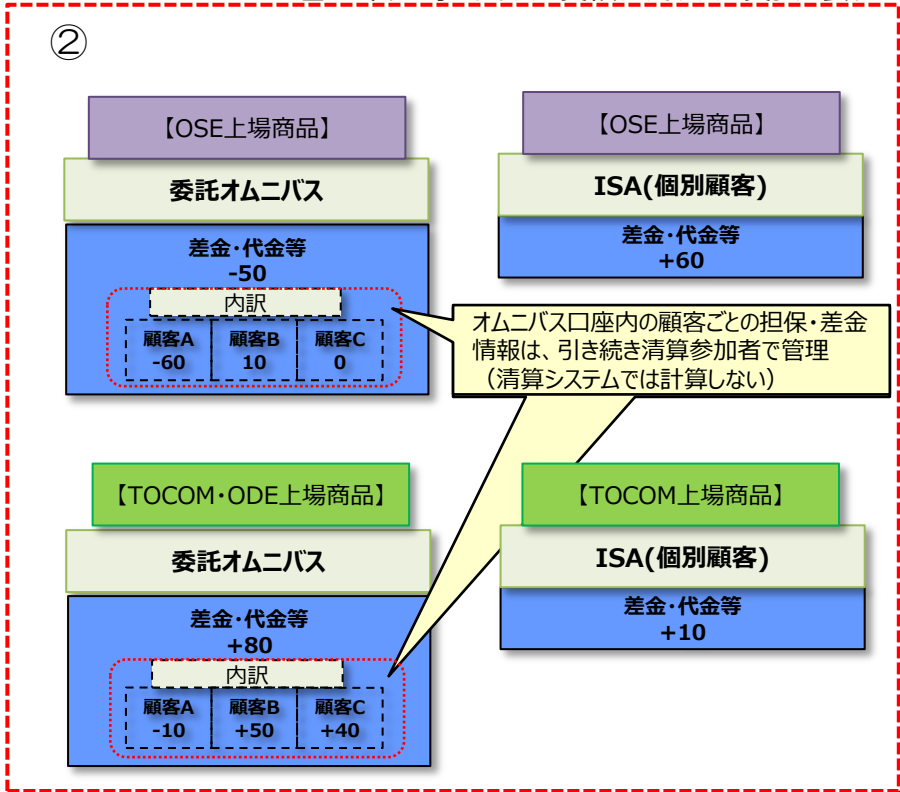
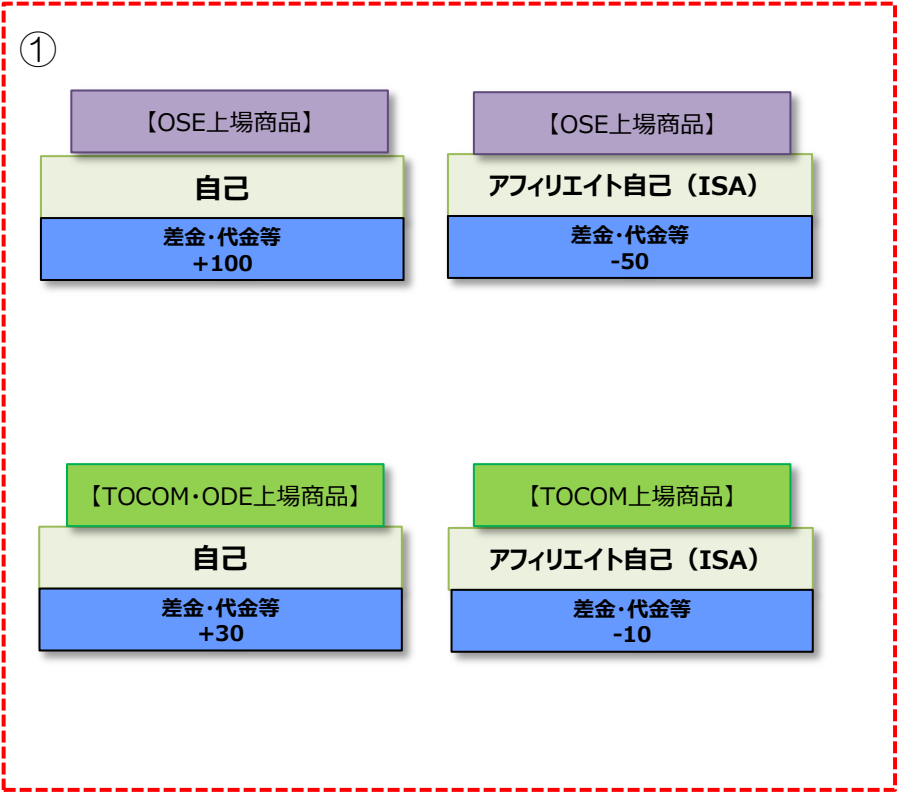
• 清算参加者が事後的に申告を行う事によるアロケーション (トレードアロケーション)

- 一旦、新規約定を特定の汎用口座 (デフォルトアカウント) にアロケートし、その後、清算参加者がアロケーション申告を行うことによって各口座に割り当てを行う
- アロケーションの申告時限は、午後 6 時とする。
- デフォルトアカウントについては、当初JSCCが自己・委託にそれぞれ一つ設定する。参加者は他のアカウントをデフォルトアカウントとして指定 (変更) することができる。また、デフォルトアカウントを通常業務に用いることも可能する。

◆ 決済代金①、②はそれぞれ個別に授受を行う

清算参加者A

※差金・代金等のプラスは受領、マイナスは支払を表す



【①：自己口座及びアフィリエイト自己口座に係る差金・代金等】

【②：①以外の口座に係る差金代金等】

- OSE上場商品とTOCOM・ODE上場商品の差金・代金等をネットtingした後の金額を授受

- OSE上場商品とTOCOM・ODE上場商品の差金・代金等をネットtingした後の金額を授受

$+100 - 50 + 30 - 10 = +70$ (= 決済代金①)

$-50 + 60 + 80 + 10 = +100$ (= 決済代金②)

差金・代金等の授受方法の比較（イメージ）

(1) 差金・代金等の決済を決済口座を利用して行う場合

清算参加者A

自己 【OSE上場商品】		自己 【TOCOM・ODE上場商品】	
証拠金余剰額 +100	差金・代金等 +100	証拠金余剰額 +100	差金・代金等 +30
アフィリエイト自己 (ISA) 【OSE上場商品】		アフィリエイト自己 (ISA) 【TOCOM上場商品】	
証拠金余剰額 +100	差金・代金等 -50	証拠金余剰額 +100	差金・代金等 -10

【①：自己口座及びアフィリエイト自己口座に係る差金・代金等】
 $100 - 50 + 30 - 10 = 70$ (= 決済代金①)

委託オムニバス 【OSE上場商品】				委託オムニバス 【TOCOM・ODE上場商品】			
証拠金余剰額 +100		差金・代金等 -50		証拠金余剰額 +80		差金・代金等 -30	
内訳		内訳		内訳		内訳	
顧客A +70	顧客B +30	顧客A -60	顧客B +10	顧客A +50	顧客B +30	顧客A -40	顧客B +10
ISA(個別顧客) 【OSE上場商品】				ISA(個別顧客) 【TOCOM上場商品】			
証拠金余剰額 +100		差金・代金等 -100		証拠金余剰額 +100		差金・代金等 -50	

【②：①以外の口座に係る差金代金等】
 $-50 - 30 - 100 - 50 = -230$ (= 決済代金②)

※ オムニバス口座内の顧客ごとの担保・差金情報は清算参加者で管理

※ 差金・代金等のプラスは受領、マイナスは支払を表す
 ※ 余剰担保はすべて現金とする

差金・代金等の授受方法の比較（イメージ）

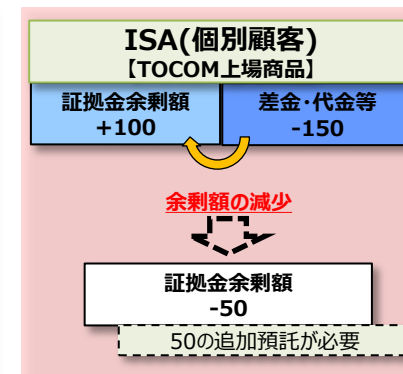
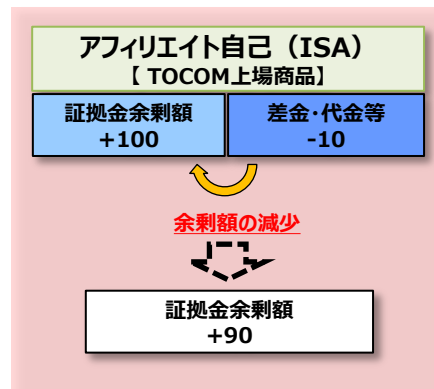
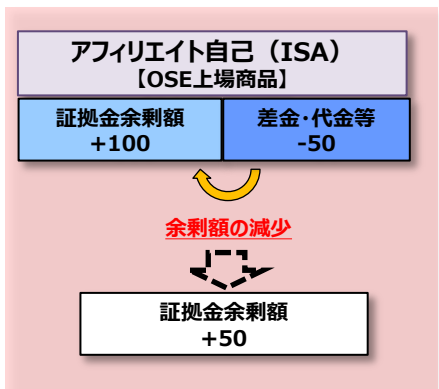
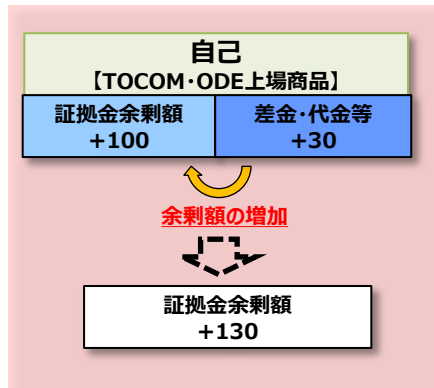
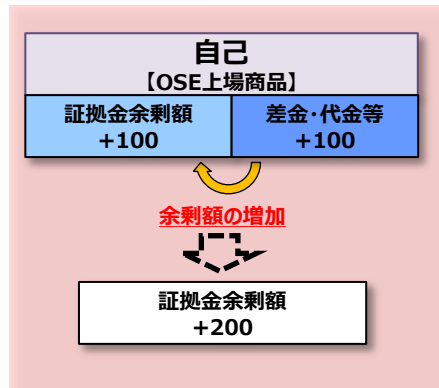
(2) 全ての口座で差金・代金等の決済を取引証拠金口座を利用して行う場合

- 口座単位で当該方式を選択可能
- 当該方式を選択する場合は、口座横断的なネットtingは不可となる

※差金・代金等のプラスは受領、マイナスは支払を表す
 ※余剰担保はすべて現金とする

清算参加者A

※ オムニバス口座内の顧客ごとの担保・差金情報は清算参加者で管理



代用有価証券等の種類及びその代用価格等に関する表(2019年7月30日現在、倉荷証券に関する部分を除く。)

有価証券の種類		時価	時価に乗すべき率	
国債証券(物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値(物価連動国債にあっては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値)	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)	
	売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	a 残存期間1年以内のもの b 残存期間1年超5年以内のもの c 残存期間5年超10年以内のもの d 残存期間10年超20年以内のもの e 残存期間20年超30年以内のもの f 残存期間30年超のもの	100分の99 100分の97 100分の97 100分の96 100分の94 100分の91
			(2) 変動利付国債	
			a 残存期間1年以内のもの b 残存期間1年超5年以内のもの c 残存期間5年超10年以内のもの d 残存期間10年超20年以内のもの	100分の99 100分の99 100分の99 100分の99
			(3) 物価連動国債	
			a 残存期間1年以内のもの b 残存期間1年超5年以内のもの c 残存期間5年超10年以内のもの d 残存期間10年超20年以内のもの e 残存期間20年超30年以内のもの f 残存期間30年超のもの	100分の99 100分の97 100分の97 100分の97 100分の97 100分の97

有価証券の種類		時価	時価に乗すべき率	
			(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債	
			a 残存期間 1 年以内のもの	100 分の 99
			b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	100 分の 97
			c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	100 分の 97
			d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	100 分の 96
			e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの	100 分の 94
			f 残存期間 30 年超のもの	100 分の 90
政府保証債券 金融商品取引法施行令第 2 条の 11 に定める債券である円貨債券 (注 3)	日本証券業協会が売買参考統計 値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平 均値	(1) 残存期間 1 年以内のもの	100 分の 99
	売買参考統計値が発表されてい ないもののうち国内の金融商品 取引所において上場されている もの	金融商品取引所(注 1)における 最終価格(注 2)	(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	100 分の 97
			(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	100 分の 97
			(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	100 分の 95
			(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの	100 分の 93
			(6) 残存期間 30 年超のもの	100 分の 91
外国国債証券	アメリカ合衆国財務省証券	ニューヨーク市場における前 日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの	100 分の 96
			(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	100 分の 95
			(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	100 分の 94
			(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	100 分の 92
			(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの	100 分の 90
			(6) 残存期間 30 年超のもの	100 分の 90
	グレートブリテンおよび北アイ ルランド連合王国政府が発行す	ロンドン市場における前日の 最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの	100 分の 95
			(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	100 分の 94

有価証券の種類		時価	時価に乗すべき率	
	る英ポンド建債券		(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	100 分の 92
			(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	100 分の 91
			(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの	100 分の 90
			(6) 残存期間 30 年超のもの	100 分の 88
	ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券	フランクフルト市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの	100 分の 96
			(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	100 分の 94
			(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	100 分の 93
			(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	100 分の 91
			(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの	100 分の 89
(6) 残存期間 30 年超のもの			100 分の 89	
フランス共和国政府の発行するユーロ建債券	パリ市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの	100 分の 96	
		(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	100 分の 94	
		(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	100 分の 92	
		(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	100 分の 89	
		(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの	100 分の 85	
		(6) 残存期間 30 年超のもの	100 分の 85	
地方債証券(注 3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間 1 年以内のもの	100 分の 99
			(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	100 分の 97
			(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	100 分の 97
	売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2)	(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	100 分の 94
			(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの	100 分の 92
			(6) 残存期間 30 年超のもの	100 分の 92
特殊債券(政府保証債券を除く。)	日本証券業協会が売買参考統計	当該売買参考統計値のうち平	(1) 残存期間 1 年以内のもの	100 分の 99

有価証券の種類		時価	時価に乗すべき率	
(注 4) 社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注 3)(注 4)	値を発表するもの	均値	(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	100 分の 97
	売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2)	(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの (6) 残存期間 30 年超のもの	100 分の 97 100 分の 94 100 分の 92 100 分の 90
円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第 2 条の 11 に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注 3)(注 4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間 1 年以内のもの (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	100 分の 99 100 分の 97 100 分の 97
	売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2)	(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの (6) 残存期間 30 年超のもの	100 分の 97 100 分の 97 100 分の 97
公社債投資信託の受益証券(注 6)	一般社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	当該時価		100 分の 85
転換社債型新株予約権付社債券(注 3)(注 5)(注 6) 交換社債券(注 3)(注 6)	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2)		100 分の 80
株券 優先出資証券 外国株預託証券 外国投資信託の受益証券 外国投資証券 受益証券発行信託の受益証券	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2)		100 分の 70

有価証券の種類		時価	時価に乗すべき率
外国受益証券発行信託の受益証券			100分の70
投資信託の受益証券(公社債投資信託の受益証券を除く。)	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	
投資証券	一般社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの(注6)	当該時価	
倉荷証券(注7)	指定市場開設者が定めるところにより、取引の決済のための受渡しの目的物とすることができる物品の保管を証するもの	清算値段	

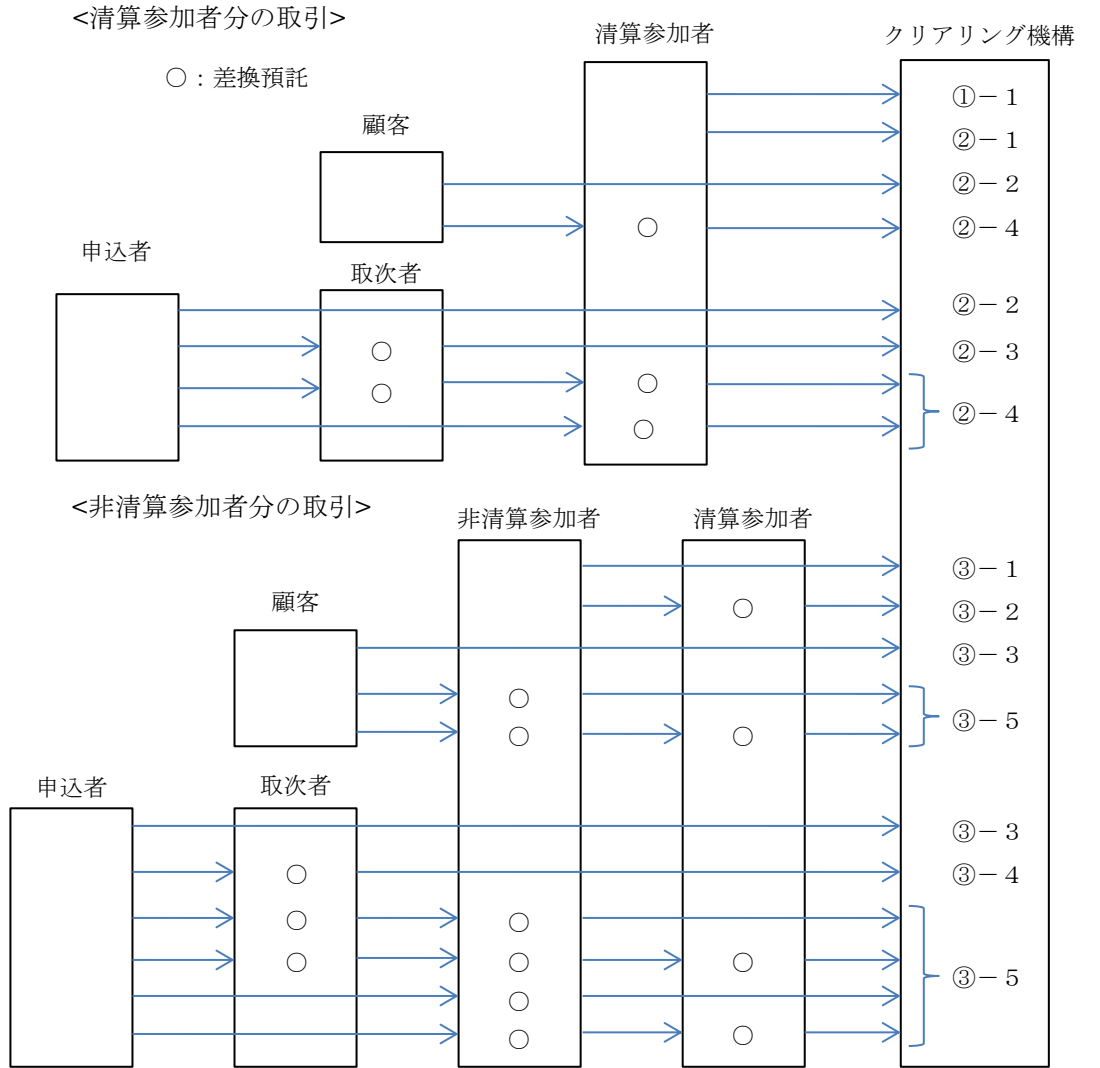
(注)

1. 複数の金融商品取引所に上場している銘柄については、当社が定める順位(※)により選択した金融商品取引所とする。
2. 最終価格については、当該金融商品取引所において気配表示が行われている場合は当該最終気配値段をいう。
3. 発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。
4. 特殊債券(政府保証債券を除く。)、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)及び円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)については、適格格付機関(法第2条第36項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいう。)から取得している格付が全てA格相当以上であること等、発行企業の信用力その他の事情を勘案して、当社が適当と認めるものに限る。
5. 転換社債型新株予約権付社債券については、国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行するものに限る。
6. 清算参加者の自己の取引証拠金及びアフィリエイトの取引証拠金に対する代用有価証券の範囲から除く。
7. 倉荷証券については、清算機能統合後、代用有価証券等として利用可能とする予定。貴金属に係るもの以外の倉荷証券は、清算参加者の自己の取引証拠金及びアフィリエイトの取引証拠金に対する代用有価証券の範囲から除く。

※ 当社が定める順位は、第一順位は、当該差入日又は預託日の前々日が毎年2月から7月までの間は前年7月から12月までの、当該差入日又は預託日の前々日が毎年8月から翌年1月までの間は1月から6月までの間における各金融商品取引所において成立した当該銘柄の売買高(売買立会により成立した普通取引(各金融商品取引所の定める普通取引をいう。)に係るものに限る。)の最も多い金融商品取引所とし、それ以降は、取引所・業界団体等コード(証券コード協議会の定めるものをいう。)の順序とする。

取引証拠金の預託区分

取引の種類	預託区分
①清算参加者の自己取引	①-1 清算参加者自己
②清算参加者の委託取引	②-1 清算参加者自己（委託口座利用）*
	②-2 清算参加者委託（直接預託）
	②-3 清算参加者委託（取次者差換預託）
	②-4 清算参加者委託（差換預託）
③非清算参加者分の取引	③-1 非清算参加者自己（直接預託）
	③-2 非清算参加者自己（差換預託）
	③-3 非清算参加者委託（直接預託）
	③-4 非清算参加者委託（取次者差換預託）
	③-5 非清算参加者委託（差換預託）



* 委託分の建玉に起因して取引証拠金所要額割増額が生じた場合、清算参加者委託分の取引証拠金所要額に加算されるが、あらかじめクリアリング機構に届出を行うことを条件として清算参加者の自己分の金銭又は代用有価証券の預託によって、当該委託分の割増額をカバーすることを可能とするための預託区分。

日中取引証拠金所要額及び緊急取引証拠金所要額の算出方法(イメージ)

1. 日中取引証拠金所要額及び緊急取引証拠金所要額の算出式

日中取引証拠金所要額及び緊急取引証拠金所要額：

取引証拠金相当額（自己分）(※1) + 差金代金相当額（自己分）(※2) + 担保超過リスク額（委託口座毎）(※3)

- (※1) 取引証拠金相当額（自己分）：
算出時点の建玉を基に SPAN を用いて算出した取引証拠金所要額
- (※2) 差金代金相当額（自己分）：
自己分の先物取引の未決済約定を直近の時価に値洗いした差金相当額及び算出時点で未決済となっている自己分のオプション取引代金相当額。
- (※3) 担保超過リスク額（委託口座毎）：
リスク額（委託分口座毎）(※4) から取引証拠金預託額（委託分口座毎）を控除した額。
- (※4) リスク額（委託分口座毎）：
取引証拠金相当額（委託分口座毎）(※5) + 差金代金相当額（委託分口座毎）(※6)
- (※5) 取引証拠金相当額（委託分口座毎）：委託分口座の口座種別ごとに以下のとおりとする。
【委託分口座が個別顧客口座の場合】
算出時点の建玉を基に SPAN を用いて算出した取引証拠金所要額
【委託分口座がオムニバス口座の場合】
前営業日の終了時点の当該オムニバス口座に係る取引証拠金所要額 + $\max\{\text{算出時点のネット所要額 (※7)}$
- 前営業日の終了時点のネット所要額 (※8), 0\} + 前営業日の終了時点で適用された取引証拠金所要額の割増額
- (※6) 差金代金相当額（委託分口座毎）：
委託分口座毎の先物取引の未決済約定を直近の時価に値洗いした差金相当額及び算出時点で未決済となっている委託分口座毎のオプション取引代金相当額。
- (※7) 算出時点のネット所要額：
オムニバス口座を 1 つの顧客とみなしてネットした算出時点の建玉を基に SPAN を用いて算出した取引証拠金所要額
- (※8) 前営業日の終了時点のネット所要額：
オムニバス口座を 1 つの顧客とみなしてネットした前営業日の終了時点の建玉を基に SPAN を用いて算出した取引証拠金所要額

2. 日中取引証拠金及び緊急取引証拠金の適用

1. の算出式に基づき算出した日中取引証拠金所要額または緊急取引証拠金所要額が、直近に適用されている自己分の取引証拠金所要額を 1,000 万円上回った場合には、日中取引証拠金所要額または緊急取引証拠金所要額を適用する。

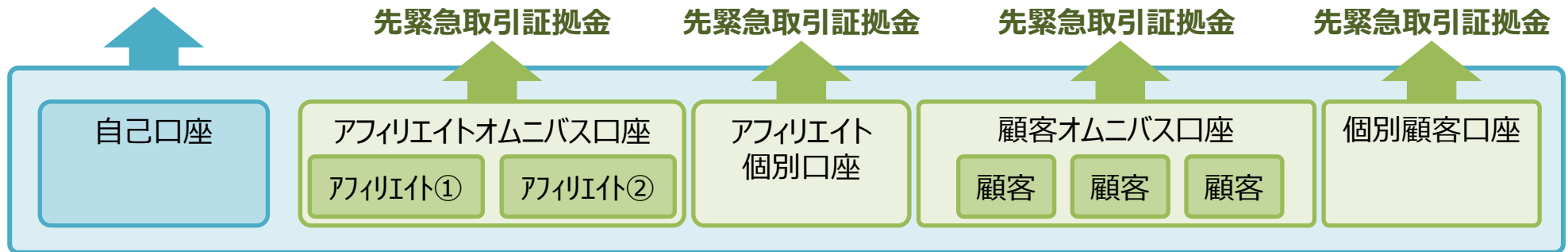
以上

現在の市場デリバティブにおける特定先緊急取引証拠金のポジション過大性判定

- 特定先緊急取引証拠金におけるポジション過大性の判定においては、
A.口座単位の過大性判定とともに、**B.清算参加者単位の過大性判定**を実施。

A	口座単位の判定	<ul style="list-style-type: none"> 清算参加者の自己口座以外の口座について、口座単位で計算したポジションリスク額（証拠金ベース）が、その口座の証拠金預託額の一定割合（発動基準）を超えた場合に、追加担保を預託。
B	清算参加者単位の判定	<ul style="list-style-type: none"> 口座単位で計算したポジションリスク額（証拠金ベース）がその口座の証拠金預託額を上回った額を清算参加者単位で合算した金額（総担保超過ポジションリスク額）が、清算参加者自己分の証拠金預託額の一定割合（個社ごとに財務体力等を勘案のうえ設定する発動基準）を超えた場合に、追加担保を預託。

清算参加者単位での
特定先緊急取引証拠金



特定先緊急取引証拠金（口座単位）の発動基準・注意基準

発動基準

- 特定先緊急取引証拠金（口座単位）の判定における発動基準は、一律「110%」

$$\frac{\text{口座ごとのポジションリスク額}}{\text{Max（口座ごとの証拠金預託額, 300億円※）}} > 110\%$$

- 「口座ごとの証拠金預託額」が僅少な場合に、わずかなポジションリスクの拡大によって特定先緊急取引証拠金（口座単位）が発動することを防止するため、「口座ごとの証拠金預託額」が300億円に満たない場合は、上記式における分母を「300億円」として計算。

注意基準

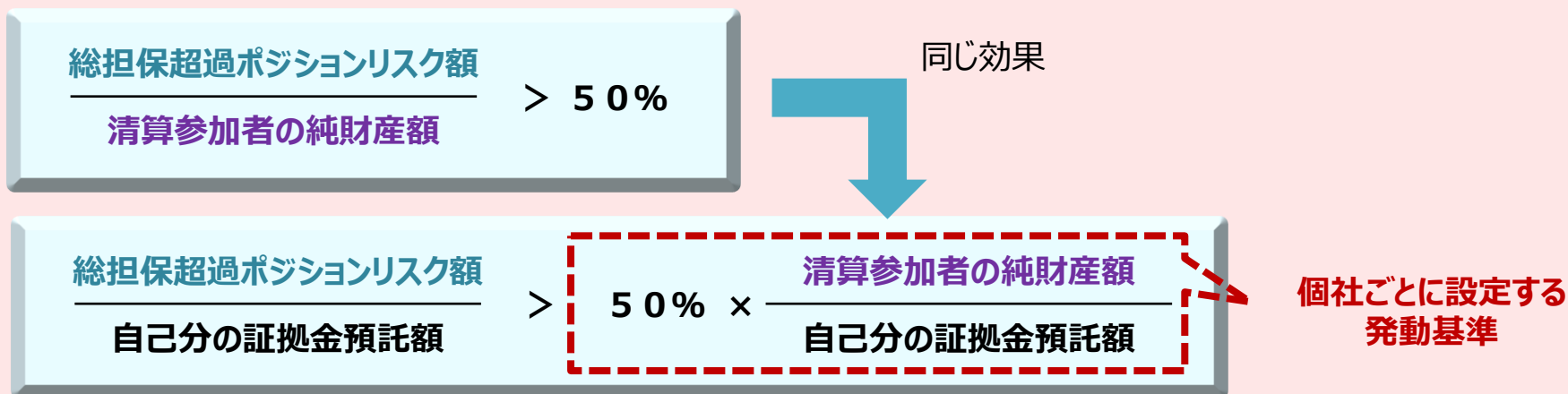
- 発動に至る前にポジションの過大性が進まないよう注意喚起を行うことを目的として、発動基準の8割程度に相当する水準を、「注意基準」として設定。

$$\frac{\text{口座ごとのポジションリスク額}}{\text{Max（口座ごとの証拠金預託額, 300億円）}} > 90\%$$

特定先緊急取引証拠金（清算参加者単位）の発動基準・注意基準

発動基準

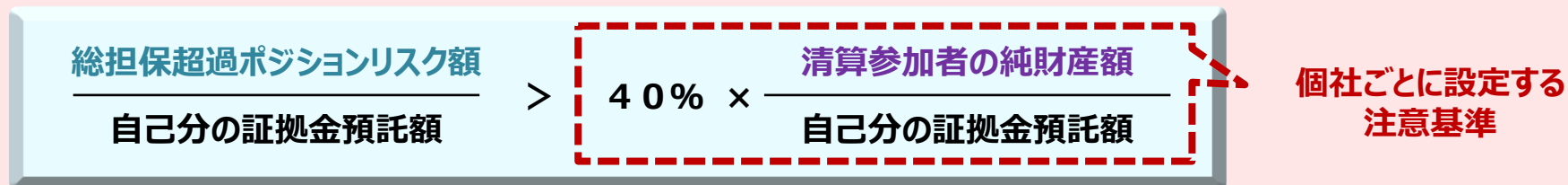
- 総担保超過ポジションリスク額が純財産額の50%を超える水準となる場合に発動するよう、個社ごとに設定



- 総担保超過ポジションリスク額が自己分の証拠金預託額を下回る場合にはマージンコールを行う必要がないことから、「個社ごとに設定する発動基準」は、100%を下限とする。

注意基準

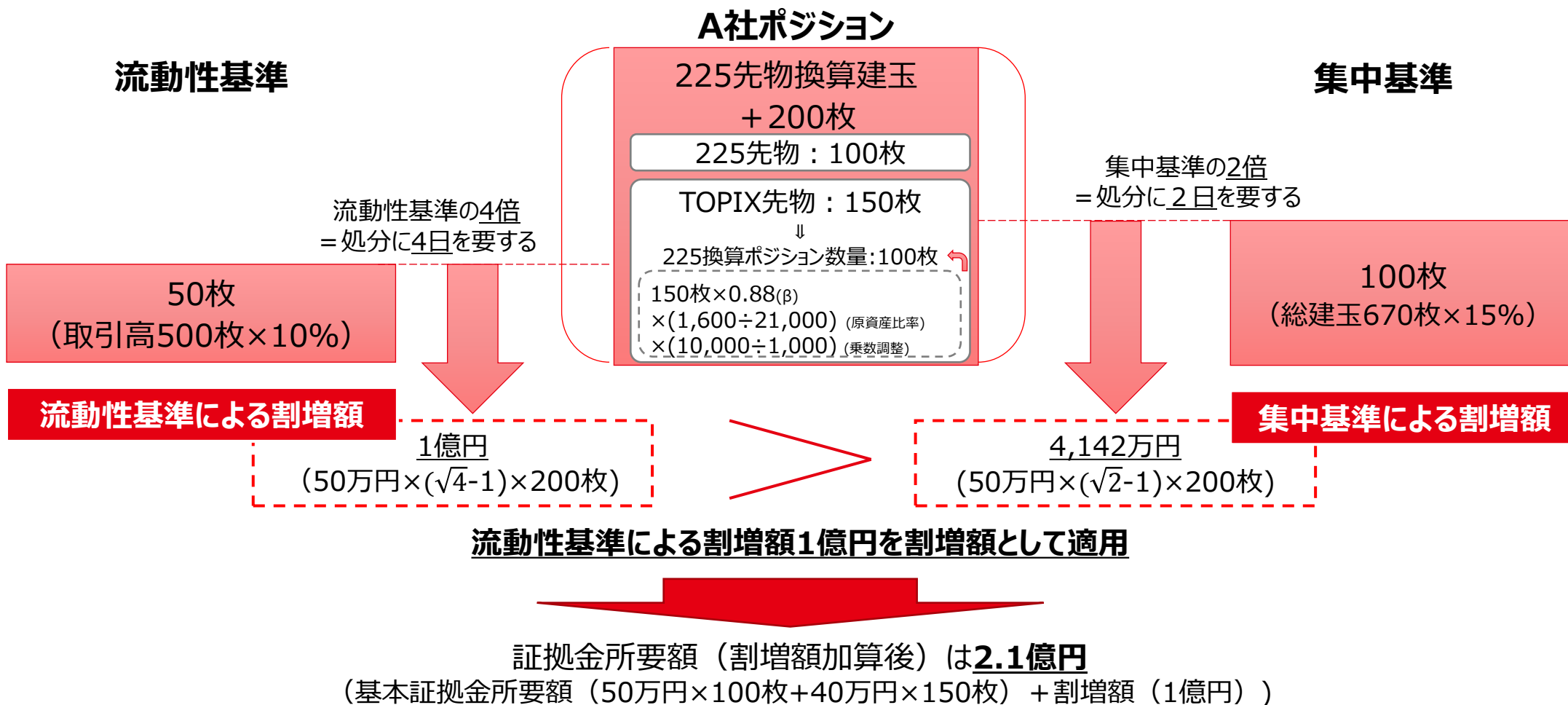
- 発動に至る前にポジションの過大性が進まないよう注意喚起を行うことを目的として、発動基準の8割程度に相当する水準を、「注意基準」として設定。



- 「個社ごとに設定する注意基準」は、80%を下限とする。

(前提：指数先物等清算対象商品グループ)

- 清算参加者A社：225先物を100枚ロング・TOPIX先物を150枚ロング（自己のみ・委託はなし）
- 日経225先物及びTOPIX先物の市場における一日平均取引高500枚、総建玉670枚
- 日経225とTOPIXのベータ0.88、それぞれの原資産終値21,000円・1,600ポイント
- 日経225先物のPSR50万円、TOPIX先物40万円
- 流動性基準10%、集中基準15%
- 限月の違い・オプションの存在は考慮しない（実際の計算では考慮）。



アドオンマージン制度（イメージ）

週次の清算基金計算・適用以降にリスクが大きく拡大し、日々の担保超過リスク額（ストレスリスク額－取引証拠金預託額）が、（全参加者の清算基金）を超過した清算参加者に対して、自己分の取引証拠金（アドオンマージン）として追加拠出を翌日までに求める。

- 関係会社等も清算参加者である場合、グループ単位で上記の超過分相当を計算、リスク額に応じて証拠金を按分。

例1：
4月3日

参加者	清算基金 (CF)	ストレスリスク額	取引証拠金預託額	担保超過リスク額	追加所要額
A	300	1,500	200	1,300	600
B	180	500	200	300	0
C	90	200	150	50	0
D	30	80	50	30	0
：	：	：	：	：	：

清算基金全社合計

700

参加者Aは、担保超過リスク額（1,300）が、清算基金全社合計（計700）を上回る金額（600）について、追加で証拠金として負担

<破綻処理・損失補償例>

上記の数値例で
A社（リスク最大先）が
破綻したケース

カバーすべき損失額	1,500	ストレスリスクの 顕在化を想定
破綻参加者担保	1,100	清算基金 300 +取引証拠金 200 +追加IM 600
生存参加者清算基金	400	生存参加者（B・C・D ほか）の清算基金
上記財源では カバーしえない金額	0	

* スライド内の数字はすべて設例のためのもの

清算基金所要額の算出方法

J S C C 「清算基金所要額に関する規則」 「清算基金所要額の算出に関する表」 抜粋

3. 指数先物等清算資格に係る清算基金所要額(以下「指数先物等清算基金所要額」という。)

指数先物等清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が1,000万円を下回る場合は、1,000万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のaからcまでに定めるとおりとする。

指数先物等清算基金所要額

$$= \text{期間平均基準PML額}_{\text{IDX}} \times \text{個社按分基礎IM額}_{\text{IDX}} / \text{按分基礎IM総額}_{\text{IDX}}$$

a 期間平均基準PML額_{IDX}とは、日次最大基準PML額_{IDX}の算出対象期間における平均値をいう。

(注1)日次最大基準PML額_{IDX}とは、ストレスシナリオ別最大基準PML額_{IDX}の各日における最大値をいう。

(注1-1)ストレスシナリオ別最大基準PML額_{IDX}とは、各ストレスシナリオにおける清算参加者の基準PML額_{IDX}(清算参加者に関係会社等に該当する他の清算参加者が存在する場合には、当該他の清算参加者の基準PML額_{IDX}を合計した額)が最大となる清算参加者の基準PML額_{IDX}及び純財産額が下位の5社の清算参加者の当該ストレスシナリオにおける基準PML額_{IDX}の合計額をいう。

(注1-1-1)基準PML額_{IDX}とは、指数先物等清算資格に係る各区分口座(業務方法書第46条の3及び第46条の4に規定する各区分口座をいう。)に関して、ストレスシナリオの下で未決済約定から生じる損失額から指数先物等清算資格に係る取引証拠金所要相当額を控除した額(当該各区分口座のうち業務方法書第46条の3第1号に規定する区分口座以外の区分口座にあつては、正の額に限る。)を合計した額をいう。

b 個社按分基礎IM額_{IDX}とは、各清算参加者の、先物・オプション清算基金所要額算出基準日からさかのぼって1か月間の各取引日の指数先物等清算資格に係る取引証拠金所要相当額の総額(各清算参加者が管理する業務方法書第46条の3及び第46条の4に規定する区分口座の指数先物等清算資格に係る取引証拠金所要相当額を合算した額をいう。)の平均額をいう。

c 按分基礎IM総額_{IDX}とは、前bの個社按分基礎IM額_{IDX}を、すべての指数先物等清算参加者について合算した額をいう。

(注) ストレスシナリオとは、極端ではあるが現実に起こり得る市場環境として当社が定める価格変動及びボラティリティ変動の組合せをいう。

以上